

令和元年9月17日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総 務 課 長 高 島 浩 介	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健康福祉課長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教育委員会事務局長 吉 田 淳	
	生涯学習課長 小 川 成 弘	文 化 課 長 中 島 洋	
	建設課建設係長 高 島 真 幸	建設課管理係長 石 橋 由 子	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年9月17日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	5番 田中静雄	1. イオン跡地の再開発について 2. 三上北地区の町道整備について 3. 霊園建設について
2	4番 吉田 豊	1. ふるさと納税 2. あおり運転対策 3. 学校給食の安全対策 4. 通学路対策
3	8番 大川隆城	1. 広域ごみ処理施設整備について 2. 大雨時の道路冠水地区の解消について 3. 武道館の整備について 4. スポーツを核とした地域振興について 5. 町のイメージソングの活用について
4	3番 原 直弘	1. コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー、スクールバス）について 2. スタディクーポン事業について 3. 中心市街地（イオン跡地）の再開発について 4. 通学路の安全対策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、5番田中静雄君よりお願いいたします。

○5番（田中静雄君）

おはようございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従って質問させていただきます。

まず、1番目にイオン跡地の再開発について、これは正式には中心市街地活性化事業ということで御理解をしていただきたいと思います。

現在の進捗状況は、予定通り進んでいるのかどうか、お伺いいたします。

2021年、夏にオープン予定ですけれども、大丈夫なんだろうかと、予定通り進んでいるのかどうか、お伺いをいたします。

イオン跡地の再開発については、上峰町民がかなり、上峰町民の多くの方々がかんりの関心を持っておられます。6月の第2回定例会議では、執行部の答弁としては、粛々と取り組んでいる、そういうことだったと私は思っています。

そこで、町民の間からも、あそこはどうなっているのかということ聞かれることがあります。もう少ししたら取り組み内容が見えてくるのではないのでしょうかということで受け答えを私はしております。ほとんど、最近ありましたメディアからの報道、それから、予算書を拝見して、幾らかは進んでいるのかなという感触を持っております。しかし、どうもおくれているような気がいたしますので、その辺の進捗状況をお伺いいたします。

次に、要旨2番目に、開発を推進するための体制は大丈夫なのかということ質問させていただきます。プロジェクトチームをつくる必要はないかということでございます。

P F I 方式を採用されておられますので、再開発にはこれからも手探りの状態で進めていくことが多いと思います。大変な事業だと私は思っております。近くの町村でもP F I 方式での開発を行っておりますけれども、上峰町の場合は規模が違います。大変な事業であります。

そこで、上峰町全体の知恵を出し合っとなし遂げる必要があると思います。

そこで、今の体制で大丈夫でしょうかということです。プロジェクトチームを組む必要があると私は思っておりますので、その辺をよろしく願いをいたします。

質問事項2番目の三上北地区の町道整備についてお伺いをいたします。

このことについては、さきの特別決算委員会で町長さんみずから自分の考え、行政の考えを述べられましたので、重複するところがあると思いますけれども、再度よろしく願いをしたいと思います。

この三上北地区の町道整備ですけれども、請願が議会で可決されて丸々10年になります。

そこで、過去の答弁の中で、三上北南北1号線は平成14年9月に町道に認定されたとか、三上2号線、これは平成4年に町道に認定されたという答弁がありましたけれども、こんな

に、今から思えば、十何年、二十何年前に町道に認定されたんだらうか、自分でもちょっと不思議に思いますけれども、そういう答弁が行政のほうからありました。

それで、非常にあの一体は今、不動産がかなり進出をしてくております。民家が既に、次から次へと建っております。ますます問題が大きな問題、道路冠水の問題は、今でも冠水しておりますけれども、これからはますます冠水がひどくなっていくと私は思っております。

そこで、特別決算委員会とちょっと重複しますが、ひとつよろしく行政のほうのお考えをお願いいたします。

それと、3番目に、霊園の建設についてということであります。

町内に霊園建設の考えはないのかどうか、ないかということでお伺いをいたします。

今、上峰町の人口は9,600人弱であります。かなりの多くの方が町外から上峰町に転入をされてきておられます。

そこで、その方々たちからの御意見でございますけれども、先々のこと、自分の家族のこと、自分自身のことを考えて、ちょっと悪いですが、法名をもらってからでも安心できるまちづくり、こういうのにも取り組んでもらえんだらうかということと言われる方がおられます。何人か私も聞きました。

それで、お墓を持っておられる方もおられるでしょう。それから、納骨堂もあるでしょう。しかし、納骨堂は嫌だな、やっぱり〇〇家の先祖をずっと代々まで祭っていく霊園が欲しいな、そういう建設を上峰町は考えてもらえんだらうかなと、そういう御意見があります。

そこで、霊園建設について、町内に霊園建設の考えはということでお伺いをいたします。

以上、大きく分けて3点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、イオン跡地の再開発について、質問要旨の1番、現在の進捗状況は、予定通り進んでいるか、2021年、夏にオープン予定だが大丈夫か、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。田中議員の質問事項1、イオン跡地の再開発について、要旨1に関して答弁をいたします。

進捗状況としましては、競争的対話を継続していますが、与条件の整理をしている段階と御理解いただければ幸いです。

2021年、夏にオープン予定とのことですが、事業進捗をしていく上で、1つのマイルストーンを設定しているものではありませんが、大幅におくれているという状況でもないように思っております。ある程度の行程幅は織り込んでおりますので、その範疇と御理解、御認識いただければ幸いです。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5 番（田中静雄君）

大きくはおくれているという答弁でございました。

それでは、ちょっとお伺いいたしますけれども、中心市街地活性化事業の事業者募集要項を見てみますと、例えば、8月末には仮事業契約の締結ということになっておりますけれども、何社ぐらいの、どれぐらいの事業所の応募があったのかどうか、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

応募事業者数に関してのお問い合わせかというふうに思っておりますけれども、事業者数に関しましては、かねてから御説明のとおり、何社ということでは申し上げることができませんので、そういった形で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○5 番（田中静雄君）

進出してくる事業所がどれくらい、何社ぐらいあるのかということも答弁できないということでございますけれども、今9月ですけれども、9月の中旬では事業契約の締結をすることになっておりますけれども、大丈夫なんですか。いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

当初の募集における公募時点でのスケジュール感と比べてどうかということかと思っております。全体的な、いわゆるオープン、それから、供用開始と言われるものですね、ここまでのスケジュール感の全体の大枠を捉えたところで、粛々と進めているというような状況でございますので、一つ一つの事象を捉えれば、当初の予定通り行っていないのではないのかという御指摘かと思っておりますけれども、全体の大枠の中で捉えますと、そういったことも織り込んだ事象であるというような認識で御理解いただければ幸いかというふうに思っております。

○5 番（田中静雄君）

個々におくれているかどうか、進行状態はそれぞれまちまちだと思いますけれども、大枠で捉えていくと、どうもそれほどおくれていないということです。ちょっと私自身がわかったようなわからんような感じなんですけれども、要は、上峰町民の方々からも聞かれるけれども、議員としてちょっと答えにくいですね。大枠ではおくれていないと言われると、それは聞かれる方も、町民の方もちょうと頭を傾げるんじゃないかと私は自分でも思っています。

ということで、募集要項でいくと、どうもちょうと私はおくれているんじゃないかなと思いますけれども、これはあくまでも予定であって、それは多少のずれはあります。当然のことです。あります。だけれども、2021年の夏にオープンということになりますと、前どり、前崩し前崩しでやって取り組んでいかないと、かなり無理があるんじゃないかということです。

それと、やはりほとんどがPFIということで、手探りの状態でやっていかなきゃいかん

ということだろうと思いますので、その辺で前へ前へ、一步一步、予定よりも一步一步前に取り組んでいくという姿勢でこれからもやっていく必要があると思います。

そしたら、もう一つお願いをいたします。

事業者の選定結果、これは5月末の予定でございますけれども、この辺はいつごろには大体何とかせにゃいかんとか、そういう意気込みといいますかね、そういうことはありますかね。大体いつごろになると事業者の選定結果の公表ができるのかどうか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

要は、いつごろめどがつくのかというようなお話かというふうに思っております。

先ほども申し上げたとおり、対話を継続中ということでお話を差し上げているところでございますけれども、要は、対話の中でも、町がどの程度負担を行い、民間がどの程度投資を行うのかというのは非常に大きな論点かなというふうに思っております。

なお、商業施設等が入ってくれば、テナント入居意向の企業さんなんかにおきましても、出店意向を確認するためにそれぞれの会社で稟議というものが必要になってきます。その際の家賃設定であったり、負担工事区分であったり、どこまでそれを負担するのかなど、各企業さんの投資に対してリターンがどの程度可能であるか、こういったところを見きわめるといって民間企業にとってもシビアな要因がございます。民間企業としては、そこで経営が可能かどうか見きわめるのに時間を要するということなんですね。ですので、そこは私どもだけのスケジュール感で推しはかれるものではないので、そういう待ちの状態というのにも必要になってきますので、いつということはちょっと今の段階で明示することは非常に難しいところではありますけれども、そういう対話を続けているという状況というふうに御理解いただければというふうに思っております。

○5番（田中静雄君）

応募してくる事業者というのは、利潤を追求してくる、赤字になってはどうにもなりませんので、利潤は必ず追求してきます。そのために、その応募してくる事業者がどれくらいの規模、広さが欲しいと、そういう要望があると思いますけれども、そういうことも含めると、かなり時間がかかると思いますので、事業契約の締結というのはできるだけ早くできるようにして前倒しに進んでもらわないとできないんじゃないか、おくれぎみになっていくんじゃないかと自分では思っています。

ということで、もうひとつ、いつごろに具体的に何がこうなるというような答弁はございませんでしたけれども、今年中にはせめて議会のほうにも説明できるような状態にはしてもらいたいなと自分では希望的に思っております。ひとつよろしくお願いをいたします。

この件については、これ以上の進展はないものと自分で思っていますので、まだ答弁できない状態もあると思います。ということで、この項目については終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。田中議員、答弁はいいですか。（「はい、いいです。次に進んでください」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の2番、開発を推進するための体制は大丈夫か、プロジェクトチームをつくる必要はないか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、イオン跡地の再開発について、要旨2に関して答弁をいたします。

本事業に関しては、まち・ひと・しごと創生室で対応しております。もともと重要施策の企画及び計画調整を行う部署ですので、与えられている陣容で粛々と対応しております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

この中心市街地の活性化事業の跡地の開発については、町長初め、創生室長、創生室の方々、よしやってやろうという意気込みは私は多分にあると思います。

先ほどから何回も言っているように、これから進めていくには手探りの状態でやっていくことがかなりあると思いますので、今の体制で大丈夫なんだろうかという意見でありますので、粛々とやっていますじゃなくて、これから先大丈夫なんですかということなので、創生室長、正直なところ、いいですよ、任せてくださいとか、いや、何とかこれからまた考えないかとかね、そういう、何とか考えないかんというたら代案をお示し願いたいと思いますけれども、正直な話、大丈夫なんですか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

正直なところというふうに議員から御質問いただいております。

私どもといたしましては、与えられた仕事に関しましては粛々とこなしていく、もうこの1点でございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

田中議員お尋ねの企画課、まち・ひと創生室で対応しているけれども、他課を含めたプロジェクトチームをつくったがいいのではないかとということでお尋ねでございます。

このPFI事業は、そもそも企画、設計、運営、あるいはリーシング、建設、これらを民間のほうで一括して行っていただくというところで行政の膨大な業務の縮小につながるということで、非常に有益だというふうに理解して進めておりますが、実際、まちづくりの最終的な議会の皆様方の御意見、あるいは町民の皆様方の御意見を受けて、イメージしております姿の先に、建設事業、住宅建設の事業がもう1つ例としてございます。これは実際住宅を

つくる際には、やはり建設課、管理、あるいは町道を横に整備するということになれば、建設課の建設係のお力添えをいただかなきゃいけないということになりますので、事業を実施する際には当然のことながら全課を挙げて該当してくるものと思っております。

今現在の段階では、企画課が要求水準をしっかりと示しながら、設計、管理、運営、建設、そして、商業施設のリーシング等は民間のほうでしっかり対応していただいている状況でございますので、これから競争的対話を通じて落札者が決定される間の間は、当面、まち・ひと・しごと創生室が中心となってやっていくということに変わりはないわけでございます。

私も当初、議員がお尋ねの御心配のように、プロジェクトチームの必要性を感じておりましたけれども、実際、該当する課をイメージし、1回、会議のようなものも開きましたが、やはりまち・ひと・しごと創生室が中心となって当面はいくことになるなというふうなことで判断をいたしました。それで、今、室長も先ほど肅々と対応しているということで答弁ございましたように、そのような理解を共有しているものと思っております。

よって、議員が御心配されていることは、しっかりと踏まえた対応を事業実施時にはしていきたいということで考えてございます。

○5番（田中静雄君）

ことしでしたかね、もちろん町長は何年か前に行かれたと思いますけれども、振興委員会のほうで岩手県の紫波町のほうに、あそこのPFI方式でやられたところを見させてもらいました。そこの紫波町ですけれども、やっぱり10.7ヘクタールの、どちらかといえば塩漬けになっていた状態の土地を有効活用しようということで開発が進めておられました。

上峰町の場合は、それとはちょっと違います。上峰町の場合は、その規模よりも若干少ないんですが、紫波町の場合には、紫波中央駅前の都市整備事業、オガールプロジェクトというのを結成されて進められたようでございます。その中には、非常に大活躍をしてくれたキーマンがおられたようでございます。そこを中心にして開発が進められた。そういうところを考えても、上峰町でも別途プロジェクトチームをつくってやったほうがいいんじゃないんだろうかと。それぐらいの私は価値がある、やりがいのある、価値がある事業だと私は思っています。お金は少しはかかるとは思いますけれども、町民の方々、私もですけれども、上峰町内、町外の方々も、PFI方式で上峰町がこれだけの事業に取り組んでいるということは注目をしております。だから、ぜひともなし遂げていく必要があると思いますので、もう一回お願いをしたいと思います。

それともう一つ、もちろん募集要項の中にも、特別目的会社（SPC）を設立するとは書いてないんですけれども、する場合のことも書いてありますけれども、特別目的会社（SPC）というのは一つのプロジェクトチームではないんでしょうか、どうでしょうか、お伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

田中議員からオガール紫波の事業を組み立てていく上で、10.7ヘクタールですか、こういう広大な敷地を利用して、塩漬けになった土地だったと聞いておりましたけれども、行政が民間の活力を使いながら実施した事業でございます。まさに私の理解では、オガール紫波のように、プロジェクトチームのキーマンは地元の民間建設会社の社長さんであったと思います。そういう民間の人たちとしっかり組んでチームをつくっていくという、今、チームづくりをする選定過程にあるというふうに理解していただければわかりやすいかなと思います。行政はどちらかというと、管理、運営、そして、設計、建設と、ファイナンスですね、財務、これらは民間が担っていただけるので、その全体の調整役として行政が機能することになるし、事業実施時には、これまで町道を引く上で民間開発を適正に誘導していく上で行政がかかわることになるので、先ほどの答弁では建設課の建設係、あるいは管理係のお話をさせていただきました。

そういう意味では、まさに田中議員がおっしゃるように、プロジェクトチームを今後しっかり民間とつくっていくことをまずしっかりと行っていくことに努めながら、事業実施時と申しましたけれども、事業が、実際に施工事業が始まる前後には、行政はしっかりとコミットメントをしていくということになるんだろうと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

後段のＳＰＣについての答弁は創生室長がいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ＳＰＣに関しての御質疑かというふうに思っております。確かに、本町の要項上はＳＰＣを必ず設置してくださいとはしていないわけでございます。

これまでの従来のＰＦＩ事業におけます考え方として、設計、施工、企画、維持管理、そして、ファイナンス、こういったＰＦＩにおけます一括発注のそれぞれの分野、これを一企業のみでは賄い切れないと。ですので、コンソーシアムといいます企業連合を組みまして、ＳＰＣを設立して対応するというのが一般的なやり方でございます。これを一企業で全て賄えたり、あるいはグループ企業で全て賄えるといった場合は、そういった企業さんからすれば、ＳＰＣを組成する必要があるという考え方も片や出てくるわけですね。

こういった例につきましては、ここ数年、事例としていろんな場所で生じているというふうに聞き及んでいたものですから、必ずしもＳＰＣを設置しなければならないものではないというような手法も認められているということでございますので、近年こういう募集の仕方というのもスタンダードになりつつあるというふうに感じております。

以上です。

○５番（田中静雄君）

大体わかりました。それで、開発を推進するための体制ということで、まず最初に大事なこと——最初に大事なことはちょっと語弊があるかしらんけれども、かなり大事だと思

いますけれども、大事なことは、そのイオン跡地、また、その周辺の開発地域、これを開発するためには、まず企画をしていかにかいかなですもんね。企画をして施工していかにかん。例えば、鳥栖の大きな開発がされましたけれども、アウトレット、多分あそこは三菱地所だったと思います。

今度の上峰町の中心市街地、これを進めていくために、それを開発する、企画から始めて、実際に施工していく段階での業者さんの選定というのは既にやられていると思いますけれども、その辺の体制づくりの一つとして、どうでしょうか、どの辺まで進んでいるのでしょうかということをお伺いをいたしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

済みません、ちょっと企画の部分と、済みません、事業者の提案の部分ですかね、ちょっとそこが一旦すみ分けをしなきゃいけないかなというふうには思っておりますけれども、基本的には事業者さんから提案をいただきまして、その提案をベースに対応していくと、そういう状況でございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

もう議員十分御承知のとおり、民間の提案を受けて、企画から設計から建設、そして、財務についても、SPC、あるいはSPCじゃない形態もありますけれども、そういう事業者が担っていくということになりますので、とはいっても、議員がおっしゃるように、企画といますか、町がどのような町にしたいかということは長の立場である私としましても伝えていく必要があるということで、住民の皆様方の会議を開き、そこで御意見を賜り、それを具体的なイメージ図にして、要求水準の中にしっかりと盛り込んでいるところでございます。

よって、今後とも、町としてはこういうエリアにしたいという絵姿をしっかりと伝えていくことは私自身が行っていきたいと思っておりますし、議員の皆様方にお示ししたイメージ図を、少し改編はしておりますけれども、そうした改編した形をお伝えしている状況でございます。

○5番（田中静雄君）

これからの取り組み、考え方というのは、大まかにはわかってきたような気がしますけれども、ここにどうのこうのというのは私もちょっと理解しかねますけれども、まだこれから時間がありますので、余りゆっくりはできないと思いますけれども、頑張ってもらいたいと思います。

そこで、要望として1つお願いをしたいと思います。先ほど質問事項のときにも、項目の読み上げるときにも言いましたが、これからだんだんだんだん進んでいくと思います。どういうふうに進んでいっているのかというのが私、議員としても非常にアンテナが低い関係でわかりにくいところがありますので、これから何をやっていきたい、こういうことを

やっていく、こういうことに今取り組んでいるということをできる限りで結構でございますので、議会のほうにも説明、報告、説明方々よろしく願いをいたしたいと思います。

それともう一つは、これも要望ですけれども、この中心市街地の活性化事業というのは近隣自治体の注目を集めております。必ず成功させて、上峰町がPFIの事業、取り組みの先駆者となってもらいたいと私は思っております。どうか頑張ってもらいたいと思います。

以上で終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問事項の2番、三上北地区の町道整備について、質問要旨、町道、三上北南北1号線、三上2号線の整備計画は、執行部の答弁を求めます。

○建設課建設係長（高島真幸君）

皆様おはようございます。田中議員の質問事項2、三上北地区の町道整備について、質問要旨1、町道、三上北南北1号線、三上2号線の整備計画はという御質問に対し、お答えいたします。

まず、町道、三上北南北1号線については、今年度から社会資本整備総合交付金事業により事業を実施しているところであります。先日、路線測量及び詳細設計の委託業務を発注しており、北は三上開拓線から南は下津毛三田川線までの区間を道路幅員5メートルで整備する予定としております。

次に、三上2号線でございますが、過去に買収済みであった区域については、民間の開発行為の協議段階で整備を条件するなどし、随時整備を進めております。

なお、三上北南北1号線との交差点より西側の未改良区間80メートル程度については、今年度において一部買収を計画しており、今後、民間開発との調整を図りながら、幅員5メートルの道路として整備していく計画であります。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

今までと違って大変前向きな答弁だったかと思います。本当にありがとうございます。

そこで、これからやっていくということなんで、ちょっと私もこれ以上質問はしにくいんですけども、時間もたっぷりありますので、今の、その三上北の状態を、どういう状態なのかということをちょっと知ってもらって、私の質問にかえさせてもらいたいと思います。

三上北の町道、真ん中ですけれども、あの地域は、何というんですかね、真ん中が空洞化したような状態でありました。ところが、民間の開発がかなり進んでおります。

そこで、軒並みに今、家が、アパートが建っております。それと、あの地域、まだまだ不動産会社が進出をしております。いずれあの辺は不動産会社のほうで、本当の中央の部分だけ見ると、不動産会社のほうでもういっぱいになってしまうんじゃないだろうかなと自分で

は思っています。

うれしい話なんですけれども、その反面、それに伴って弊害が発生してきます。農地から宅地になりますと、雨水がストレートに道路の側溝に流れ込んできます。今、あの地区で道路が冠水しているところ、もちろん、ことは3回ありました。7月と8月には大きな水害がありましたね。その間に1回、夜明け前に通り雨みたいに雨が降ったことがあります。そこも三上住宅4号線、私の家のちょうど北側ぐらいから西のほうに向かって道路が冠水します。一時的な通り雨みたいな状態だったので、朝6時か7時ごろにはもう冠水はなくなっていました。消えておりました。真っ白になりました。ことし3回目です。2回目は特にひどかったんですね。特に、どれくらい冠水するのかといいますと、大体20から25センチぐらいの冠水をします。

それで、それからますます宅地がふえますと、とてもこの、今、一部南北には流れていますけれども、東西の水路ではもう能力いっぱいなんですね。南のほうの南北1号線の西側、40メートルぐらいの西側に、何という道路ですかね、中線というのがあります。三上中線と。あそこにも、今、宅地開発してきた、雨水、それが集中的に流れていって、もう排水口は満水状態になっております。特に、排水口のためますといいますかね、その辺からもう吹き出るんですね、これぐらい吹き出ています。それだけの排水不良が発生をしております。

そこで、それを解決するためには、ぜひとも南北1号線、この町道を整備してもらって、雨水の排水を解決してもらいたいと思います。そうすることによって、特に、南北1号線が完成しますと、それに加えていろんな不動産業者が進出してくると思います。それに対応するためにも、ぜひともお願いします。特に、ヤクルト住宅から西のほうのあの道路、あれは学童の通学路としても確保してもらいたいと私は思っています。

学童が、町道とはいいいながら、自転車もちょっと通りにくいような状態でありますけれども、学童が歩いて通ります。そこは通学路じゃなかろう、ヘビが出るよということで学童には注意しますが、やっぱり遠回りをするよりも、ちょっとでも通れるところがあったらどうしてもそこを通るんですね。だから、やはり子供たちの通る、学童の通学路、通る道を確保するためにも、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

それと、民間の会社のほうがかなり進出をしますので、特に、三上2号線、ヤクルト住宅から西のほうに走った線路ですけれども、あれは民間の事業、これを大いに活用して、そして、上峰町も積極的にそこにしゃしゃり込んで、何とか町道の整備をお願いしたいということで、をお願いをしたいと思います。

私の要望でございますけれども、今さっきも言いましたけれども、今までにない前向きな答弁がありましたけれども、これ以上の質問は避けたいと思います。どうかよろしくお願いします。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問事項の3番、霊園建設について、質問要旨、町内に霊園建設の考えは、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうから田中議員の質問事項3、霊園建設について、要旨1、町内に霊園建設の考えはにつきまして答弁いたします。

霊園には、大きく分けまして民営霊園と公営霊園がございます。民営霊園は公益法人、または宗教法人などが運営する霊園で、公営霊園は都道府県、または市町村などの自治体が運営する霊園です。

この件につきましては、以前より議会からの提案や法人等からの霊園建設についての相談、また、納骨堂の新規申請の相談を受けているところでございますので、町といたしましては、法人等が積極的に手を挙げていただき、民営主導で取り組んでいただければ応援していきたいというふうに考えております。

今後におきましても、町民ニーズと町内環境等を鑑みながら、慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

結局、この問題については、これから慎重に考えていきたいということだったろうと思います。

この場で、やります、何年後にやりますとか、そういう答弁は私は望んでおりません。だから、これから先のことを考えて、考えてもらいたいということで質問させていただいております。

私は三上に住んでおりますけれども、あの地区には自衛隊OBの方がかなり大勢住まいを構えておられます。昨日ですかね、昨日も、もちろん自衛隊OBの方ですけども、どここの納骨堂に行きたいけれども、どうじゃろうかという相談を受けましたので、それは私がどうのこうのというよりも、本人がお寺さんに行って相談してくださいよということで言いましたけれども、何か納骨堂のことについてどういう状態かということ、そこのお寺さんの納骨堂についてどういう状態かということは私は説明をいたしましたけど、それは本人がお寺さんにしてもらっていかなきゃいかん。

ところが、やっぱり私もですけども、ここにおられる方はほとんどだと思いますけれども、自分の法名をもらってからの行き場所、これを考える、今考えている人はほとんどいない、ほぼいないだろうと、私も考えておりません。こういうことは全く考えておりません。が、やっぱり人はさまざまです。中には、やっぱり上峰町につくってもらいたいなと、上峰町に転入してきて、そして、子供が生まれて、いろんな、それから、年をとって、上峰町の

いろんな政策に対して恩恵を受けて、何やったら、あの世へ行ってからでも何とか上峰町の恩恵を受けられるような、そういう福祉が充実した町になってもらいたいということがあるんでしょね。そういうことで、霊園のことについて非常に、めったにないですけども、たまに聞かれます。

これから先々のこと、上峰町のあるべき姿というのを考えてもらって検討してもらえればいいんじゃないかと思います。過去にはある議員が、今、日本農薬の裏側にソーラーがありますけれども、あの基地の有効活用ということで、霊園のことについても質問があったと思いますけれども、やっぱりそういう方がおられるんですね、中にはね。そういう人たちのことも考えて、これから、先だと思えますけれども、ここ二、三年でどうのこうのということではありませんので、ひとつ考えていただきたいと思います。

相当な時間がありましたけれども、特に、三上北地区の町道整備についてはもっと質問したかったですけれども、前向きな返事をもらいましたので途中で切り上げましたけれども、相当の時間が余りましたけれども、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

4番吉田豊君をお願いします。

○4番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。4番吉田です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、質問事項の1番として、ふるさと納税関連で、まず1番目に、町長の行政報告の中でも7月に再申請の業務が終わったという報告を受けましたが、承認の見通しについてどのように執行部が思っておられるか、お尋ねいたします。

2番目といたしまして、返礼品の総額が3割以内ということに減額をされましたが、それによって納税者の各町への魅力が薄まったんじゃないかというふうに考えられますが、現段

階でのふるさと納税の納税額なりを考慮して、ことしの令和元年度のふるさと納税の総額が幾らぐらいまでに到達するのかということを思っておられるかについてお尋ねをいたします。

2 番目に、あおり運転対策でございます。

テレビ、新聞で毎日のように報道され、既に皆様には御案内のとおりでございます。このような場面に我が上峰町の町民のドライバーの皆さんがいつ遭遇するかわからない状況であります。茨城県守谷市の常磐自動車のあおり運転殴打事件では、ドライブレコーダーの記録が証拠として採用されております。

そこで、私の提案ですが、住民の安全と安心を守るための手段として、とても大事なことであり、ドライブレコーダーの設置者に対し幾らかでもいいですので補助金を交付して、町内の全車両に所有者に対してドライブレコーダーの設置を提案していただければ、なお一層安全・安心の町づくりに届くんじゃないかというふうに考えますので、町の考えをお尋ねいたします。

それから、3 番目といたしまして、学校給食の安全対策です。

1 番目に、安全安心の学校給食が実施されているかということでございますが、この点については、6 月の議会で私の質問したことに対して、調査を実施して9 月のこの定例会で報告をするということで、事務局長の答弁をいただいておりますので、まず、その調査結果についてお尋ねをして、その回答によって質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、4 番目といたしまして、通学路対策でございます。

快適な通学路が確保されているかということでございます。

特に、私が承知しているのは、神埼、北茂安の加茂交差点から上米多地区の段ボール工場の入り口までの県道沿いの歩道の、草の名前はわかりませんが、児童の頭以上ぐらいまでに草が伸びて、指導員さんの話では、雨降りとか風が強いときには、その草の穂が倒れかかって、子供の目に入るような状態で非常に危ないので刈るよにということでございますので、本来、ここは県道でございますので、県が管理するのが普通でございますが、子供の通学路に指定してありますので、通学路の対策として町のほうで手だてができないかというふうに思っておりますので、よろしく御回答のほどお願いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1 番、ふるさと納税、質問要旨の1 番、7 月再申請の結果はどうなったか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、ふるさと納税、要旨1 に関して答弁をいたします。

7 月22 日付で佐賀県を経由し、総務省へ申出書を提出してございます。確定情報ではない

のですが、結果に関しましては9月下旬ごろに判明するだろうとの情報を確知しているところですが。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

9月末までにはわかるだろうということなのですが、県を通じて申請書を出したということなのですが、ヒアリングを受けた感触としてどのような感じを受けたかということをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

ヒアリングにつきましては、私自身も足を運ばせていただきまして、実際に総務省の担当の方とやりとりをさせていただきました。理解をしていただいたものと思っております。

むしろ、我々が1つの商品で、アンテナショップと位置づけて食事券を発行しておりましたけれども、こうしたものは通常、総務省の理解だとこれまで聞き及んでいた範囲では除外されるべきものということで自粛して除外していましたけれども、アンテナショップとして双方が位置づけており、かつ町産の物品、特産物についてもそこで販売をしているということ、また、料理について町のものを含んでいるということをしっかりとお伝えしたところ、それはお認めいただけるということでございました。よって、その準備を現在しているところでございます。

一例にすぎませんが、協議の中身についてはそうしたやりとりがあって、私どもも理解がしっかりできたところでありましたので、理解されたものというふうに理解をしていただければと思っております。

○4番（吉田 豊君）

今、町長のほうからのお答えで、かなり希望が持てるような答弁をいただきましたので、今後に期待をしたいと思います。

1番については、これで終了します。後に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、返礼品の総額が3割以内とされた。その後の納税額の見込、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項1、ふるさと納税、要旨の2に関して答弁をいたします。

本年4月から7月までの実績ですが、寄附件数としておよそ3万9,000件、寄附金額としておよそ607,000千円となっています。返礼品の調達に係る費用が3割以内とされておりますので、実質の実入りとしてはふえていくだろうと考えています。

当初予算では40億円の歳入を見込んでおりますので、引き続きより多くの寄附を獲得でき

るよう努力していきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○４番（吉田 豊君）

４月から７月の実績で３万９,０００件、６０７,０００千円ということでお答えをいただきました。

私がここで聞きたいのは、返礼品の調達が送料まで含めて３割以内に収めろという総務省の指示がありますので、去年の実績と比較して４月から７月の間の状況とひはんして、当初見込みの４０億円まで到達できるのかどうかという推測をお尋ねしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

昨年度と比較してどうかということなんですけれども、昨年度と今年度のところで大きな違いがございますのは、特に４月、５月におきましては、改正地方税法の施行前ということでしたので、駆け込み需要自体もあったのではないかと、７月実績におきましては佐賀県内でも２位ということでランキングされております。そして、４月、５月に新制度に移行できない自治体などがキャンペーン等も行いまして、駆け込み需要を喚起したこともございます。そういった自治体に多額の寄附が集中したということも一方では社会事象としてあったわけです。

ふるさと納税制度を行う寄附者の人数が仮に限られているという前提であれば、そういった減少傾向という見込みも立つんでしょうけれども、この制度自体は、この制度を利用しようとする人というのは年々増加傾向にございます。新規参入層などをうまく上峰町のファンに取り込めると、取り込めるといいう言い方が適切かどうかわかりませんが、うまく上峰町のファンにできれば、おのずと件数や寄附額というものも正比例してくるのではないかなというふうに考えております。

ですので、単純にちょっと昨年度の比較と、法制度が改正される、あるいは総務省からの通知でちょっとごたつき感があつた状況というのと、単純比較は難しいなというのが私どもの見解でございます。

そういった事象で、制度が今後恐らく安定化されていくと思います。そういった事象において、年末におけるピークに向けた仕掛けどころというのが今ごろ仕掛けていくというような形で考えておりますので、そういったところもですね、私ども当初予算の額に到達できるようにですね、鋭意努力したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

河上課長の単純比較はできないということはよくわかるんですが、いろんなアイデアを出してですね、より目標額に到達できるように、今後もなお一層の努力をしていただくようお願いして、この項目は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、あおり運転対策、質問要旨、ドライブレコーダー設置者に対する補助制度の新設を、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（高島浩介君）

皆様こんにちは。私のほうからは、吉田議員の質問事項2、あおり運転対策、質問要旨1、ドライブレコーダー設置者に対する補助制度の新設をという御質問に対し、お答えをいたします。

あおり運転につきましては、昨今かなり報道等で騒がれておりますが、現在、道路交通法上には定義はないということで、前方を走行する車に対して道路を譲るように強要し、後方から極端に車間距離を詰めて異常接近する、追い回す、理由のないパッシングや急停止をすることなど、故意に特定の車両の相手を威嚇したり、嫌がらせをしたりするなどの行為ということを指すものと言われております。具体的には、報道等でもありますが、車間距離を詰める、必要のないパッシングやクラクションでの威嚇、いきなり急ブレーキをかけて後続車を驚かすなどの行為ということです。ドライブレコーダーは、運転時の状況のほうを客観的に記録するため、あおり運転の対策としては先ほども言われたように有効なものということで考えられております。

あおり運転につきましては、全国各地でただいま発生しており、たびたび報道のほうもなされておりました、社会問題となっております。全国的な問題でもありまして、県が一体となって対策を行うことが望ましいというふうに考えております。本町としましては、当面の対応としまして、毎年開催しております運転免許保持者講習会等でのあおり運転についての講演等も検討をいたしたいと思っております。

現在、県の交通安全担当課でありますくらしの安全安心課、こちらのほうにも今後の県としての対応方針等を教えていただくように依頼をしておるところでございます。

今後につきましては、くらしの安全安心課、また、近隣市町等々と協議を行いながら、補助については検討していきたいと思っております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

何も差しさわりのないような答弁だったというふうに私は思うんですが、私がいつも言うように、他町村に足並みをそろえるのは誰でんすつとですよ。よそよりか一歩前に出た行政を実施してくださいというのが私の常日ごろのお願いなんです。

くらしの安全安心課の対応を見ながら、また、近隣市町村の動きを見ながらということじゃなくて、公用車にも全部もうドライブレコーダーつけたんでしょう。それぐらいやっぱり今の危険な状態というのを、町民の皆さんもやっぱり危惧されていると思うんです。だから、その不安を取り除くためにも、補助金を出してでも私はドライブレコーダーの設置

を車の所有者に対して推進するのが町民の安全・安心を守る一つ的手段じゃないかなというふうに考えたのでこの質問を取り上げたんですが、再度お答えをいただきたいと思います。

○総務課長（高島浩介君）

議員御指摘の、今回、ドライブレコーダーの設置に対する補助について、当方のほうで調べました中では、現在、全国で1市1町が補助を実施されていると。私どもの調べた中での話でございますが、1市につきましては今年度で事業終了ということで、補助内容のほうにつきましては、いずれも購入費の2分の1で上限10千円というふうな設定をしてございました。

本町の自動車の登録台数を見ましたところ、佐賀県の統計年鑑、平成29年度版でございますが、こちらにつきまして調べましたが、本町は乗用車の登録で約6,000台、補助をするにいたしまして、基本的に1世帯に1台の補助としましても約3,600台というのが基本かと思っております。先ほど申しましたが、現在補助を行っている自治体の例でいけば、財政的な面からかなりの出費になるかと思えます。

今後につきましては、当面、私がここでやりますというような回答はちょっとできないと思っておりますので、先ほどのお答えの重複になるかと思えますが、できれば県のほうで一体的に進めていただきたいということで、近隣市町等とも話し合いをして進めていきたいと思っております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

1市1町が実施している実績も調べられておるようですが、金で命を買えるような考えを持ってあるんですか。もし町民がああテレビで放映されたような状態に遭うことを想定すれば、少々ほかの事業をやめてまでしたがいいじゃないかという提案はもちろんしませんが、今の財政状況の中で、例えば、10千円がちょっとだめなら5千円でもいいじゃないですか。そいぎ18,000千円で済むじゃないですか。それで町民が車を安全・安心して運転されるような、そういう状況をつくってあげたいというサービス精神は持てないんでしょうか。町長にお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

ドライブレコーダーが普及をさせていくことを1市1町と先ほど答弁のやりとりの中でお聞きしましたけれども、努めておられる自治体があるということを初めて知りました。

ドライブレコーダーの普及については、交通安全面を考えて事故を減らすということ、また、未然にあおり運転等を抑制するということでもですね、抑止するということでも非常に重要なことであるという社会的な意義があると思います。

であれば、いろんなことについて、今考えていたのは、やりとりを聞きながら、住民の皆様方が求めるもので社会的公共性もあるものという事業については幾らでもあるわけであり

ますけれども、その中で本町としてはどういったところに予算を配っていくべきなんだろうかということが議論の先にですね、あるべきだろうなというふうに思いました。その点について、私はまだ確たる意見を、考えを持っているわけではありませんので、今後しっかり研究をしていきたいというふうには思います。

ただ、町づくりにおいては、例えば、教育施策を行う意味では、学校教育の拠点を充実させることで、他市町で学んでいる方々に対しても上峰町でぜひ学んでいただきたいというような意味で教育施策は行っております。なぜなら、30代、40代の子育て世代中の御家族が県外へ移転するというようなことが以前リーサスで見たときに非常に傾向として強かったものですから、そうした世代の方々に教育施策、あるいは子育て支援策というものを講じて、人口をふやすということをですね、我々は考えていくべきだということで、そういった施策を組み立ててきました。

このドライブレコーダーではどう考えるべきなんだろうかということを含めてちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○4番（吉田 豊君）

町長から今後研究するというお答えをいただいたんですが、やはりそのような状況に遭遇せんとなかなかわからんと思うんですね。

私も1回あります。私は釣りが趣味なんで、朝3時ごろ起きて伊万里のほうに釣りに行きよったら、伊万里のバイパスのところであおられたんですけど、とにかく怖いですよ。もう後ろから、運転席のドアをあけてとまれの、クラクションはブーブー鳴らすのね。もうこれはちょっと危なかと思うたけん、私はもうとまらずにさーさーさーでスピードを上げて逃げて何とか回避したんですけど。

先日のテレビでも見たように、何ですか、あれはモデルガンですかね。（「エアガン」と呼ぶ者あり）あっ、エアガンか。あれがもう少し、ちょっとエスカレートしたら、今度は体当たりしてくるような場合もあるんでしょう。もういや応なしにでもとまらんばいかんごたっ状態になって、そこで殴打事件とかなんとか、最悪刺されて死亡という状況も考えるとですね、そがん悠長なことは言っておられないような状況だと思います。

したがって、町長は今後研究するというお答えをいただいたので、早急に研究をしていただいてですね、12月の次の定例会ぐらいには明快なお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これでこの件は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、学校給食の安全対策、質問要旨、安全安心の学校給食が実施されているか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様こんにちは。吉田豊議員の質問事項3、学校給食の安全対策、要旨1、安全安心の学校給食が実施されているかという御質問についてお答えをいたします。

学校給食で使用しているパンについて、学校給食会、そして、製造業者、製粉業者まで調査をいたしましたところ、平成30年3月からアメリカ・カナダ産の小麦をまぜて使用しているということがわかりました。学校給食会へ使用しているアメリカ・カナダ産小麦の残留農薬検査について求めたところ、グリフォサートが0.07ppm、これは1キロ当たり0.07ミリグラムに相当いたしますが、これが検出されておりました。直ちに契約を解除し、国内産小麦のみを使用している学校給食用パンの取り扱い実績のある業者への変更について協議を進めております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

調査の結果については、実際使用されておって、0.07ppmのグリフォサートが検出されたという報告を受けたんですが、その前に、事務局長は6月の議会で私にどういう答弁をされたんですか。

北海道産で国内産に限る小麦使用のパンを食わせておると。それが事実と違ったならば、まず最初に私に対して断りを言わないかんじゃないですか。あなたは虚偽の答弁をしているんですよ、私の質問に対してね。あなたの、何というですか、個人的な思い込みといたしますか、事実の確認もせずに、私にそういうことで国内産で北海道産に限るという契約をしていますから安心ですよと言うた。実際調べたらそうじゃない。だったら、済みませんでしたとまず謝るのが筋じゃないですか。どうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田議員御指摘のとおり、さきの6月議会で私は自分の持っている知識の中で答弁をさせていただいておりました。資料を持たずに、その中で議会をとめることをちょっと恐れ、そのまま知識について答弁をさせていただきました。そこで、議論にならないということで御指摘をいただきましたとおりでございます。

今回、議会をとめない、資料を持っていないということで、私の知識の中で答弁してしまったことについて深くおわびをし、今後、知識ではなく資料をもとにというときには、議会の後ほど答弁させていただくとか、休憩をとっていただくとか、そういうふうに適正な手続をさせていただきたいと思います。御容赦いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○4番（吉田 豊君）

それで、契約を解除して、国内産を使用しているパン業者と新たに契約をしていくということなんですが、それで本当に大丈夫と考えておるのかどうか。

私は、上峰町内で生産されたものを地産地消で学校給食をやるのが一番いいというふうに考えていますが、その点についてはどういう考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より地産地消の観点から御質問をいただきました。

私も地産地消が一番望ましいというふうに考えております。常々、食材の確保については上峰町産、なければ佐賀県産、なければ国内産というふうに求めているところでございます。議員と考えを等しくしているということで御案内させていただければと思います。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

事務局長も地産地消が好ましいという考え方では私の考えと一致したようですが、じゃ、それを実現するためにはどういう努力をされるつもりなんですか。それについてお尋ねをいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

地産地消の進め方、特に、努力について御質問をいただきました。

パンについては小麦でございます。町内の生産、また、佐賀県産ということで多く業者さんには相談をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

また、通常、地産地消食材を確保するについては、それぞれの業者さん、特に野菜を入れていただいている業者さんとは、佐賀県の市場から佐賀県産を求める、また、なければ久留米の市場から県内産を求める、さらになければ国内産というふうに順次いっております。

また、以前、私、確認したところでは、以前、ＪＡのほうに給食に係る食材を集めていただくということも以前行っておられたというふうに思っております。ただ、それについてはなかなか、上峰町で野菜をつくることについてなかなか厳しいという現状があったというふうに存じております。

そんな中で、現在、過去の手続では、アスパラなどは上峰町のものをに入れていただいたという経緯がございますので、御紹介させていただきます。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

今、局長のほうから、パンについては小麦の佐賀県産ということで、ここで答弁をいただいたんですが、私の知識では佐賀県産の低タンパク質ではパンには合わないというふうに感じているんですね。だから、それに切りかえるにしても、子供たちがおいしくなかったら、これパン食べませんよ。まず、佐賀県産の小麦を使って試供品をつくらせて、そして、子供に食べさせて、うまかて言うない、そい食わしてよかばってんが、うもうなかて言うて食わんとば幾ら提供したってだめだと思うんですね。

それで、私がここで安全・安心の学校給食というのを言っているのは、パンに限らず米飯

もそうなんです。今、どこの米を使っているか、御存じですか。お答えいただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、パンの小麦の件、そして、米の件と2つ御質問いただきました。

まず、パンの小麦については、確かに学校給食会も佐賀県産の小麦だけではタンパク質が基準より下回っており、うまく発酵しないというところが御説明がございました。そこで、本来、北海道産の小麦をまぜて調整しているのですが、北海道産小麦も手に入らず、今回、アメリカ・カナダ産の小麦を使用したという経緯があるというふうにございました。

議員御案内いただきましたように、国内産、また、佐賀県産小麦にこだわっているパン業者と、そのパンの試食等についても対応できるということでお話をいただいておりますので、現在その準備をしているところでございます。

次に、米飯給食でございますが、こちらは、米は学校給食会にお願いしておりますが、学校給食会はJ Aみやきのお米を上峰町のほうに納品をしていただくということで進んでございます。さらに、おいしい給食の予算をいただいております中で、上峰町産、米多の天衝米でございますが、こちら天衝米ウイークということで取り組みも過去に2年間させていただいているところでございます。

以上です。

○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。吉田豊議員から学校給食の安全対策についての御質問をいただいておりますのでございます。

私どもも6月議会でグリフォサートについての御指摘をいただきまして、それまでの学校給食会との契約においては、国内産の小麦を使用しているというふうに思っていたところでございましたが、実際は、事情等もあって、先ほどのタンパク質の量の問題があって、うまく膨らまないということもあっての外国産を導入したという経緯を聞きまして、改めてこの食の安全確保に向けた私どもの努力が必要であるということを再確認したところでございます。

そして、今、今後につきましては、局長が申し上げましたように、国の残留農薬の基準というのは30 p p mということになっているわけなんです。現在、グリフォサートが検出された学校給食会の実態としましては0.07 p p mでございます。しかし、基準以下であるといながらも、やはり体に害を及ぼすものが一部たりとも入っているということであれば、子供たちの給食にそれを使用するということとはできないというふうに判断をしているところでございます。

したがって、本当に国内産の小麦を使っているところはないのかということで当たりましたところ、県内でパンのシェアとしては結構大きなシェアを持っているところでござい

ますが、私が現職のころ、いろいろおつき合いもあったところにもいろいろ当たったところですね、その業者については現時点でも国内産のみでパンを製造しているということがわかりましたので、そちらのほうに切りかえて実施したいということで、今、契約解除、そして、新たな使用について手続を進めているところでございます。

先ほど来、少し出てまいりましたが、米飯であれば、特に上峰のお米であれば、そういった心配というのはなくなってくるわけなんですけど、現時点で子供たち、週5日の給食の1日だけパンを食べております。そのパンを全部なくすということになりますと、食育のバランスのとれた観点からいきますと、パン食を外すということはできれば避けたいということもありまして、たまたま県内での国内産小麦を使う業者を見出しましたので、そちらのほうへの変更ということで今後進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

私が教育長からのお答えで、国内産のみでパンを製造している業者を知っているからそこにとということと、もう一つは、週5日のうち4回が米飯で、週1回のパン食まで取り上げるのはどうかというふうなお答えをいただきました。

確かに子供たちも、たまには変わったパンもいいかと思うんですが、まずですね、麦の品種、それと、肥培管理によってタンパク質というのは増減可能なんです。だから、私も農家なんですけど、今、私たちがつくっているシロガネコムギというのは、パンとか麺にはあんまり向かない品種なんです。チクゴイズミという品種については、もちろん施肥量もふえてくるんですけど、高タンパクの小麦の品種です。だから、そういうものを農協に相談して、上峰の小麦の作付面積のうちの実際の需要量ぐらいを製造してくれというふうなことも考えられて、農協のほうに相談されてもいいんじゃないかなというふうに思いましたので申し上げますが、その点もぜひ考慮していただきたいと思います。

それと、事務局長の答弁の中でですね、国内産の麦が手に入らなかったというお答えがあったんですが、私もそれなりに調査をいたしました。どこまで事務局長は調査されたのかね。私の調査結果では、北海道産がそんなにも学校給食会が求めるような小麦の収量さえ確保できなかったというような北海道産の小麦の実績は出ていません。

やはり私が6月にも言ったように、業者はあくまでも利益追求するからね。今月の11日の佐賀新聞と13日の新聞やったですか、小麦価格が載ったんですけど、やっぱり国内産に比べると1.3倍、しかもやっぱり国内産の需要が上がっているんで、今後ますます国内産の小麦は値段が上がると。で、米国産はどんどん下がっていく。価格差が開けば開くほど業者は安いほうに傾くからですよ、その辺を十分気をつけていただきたいと思いますが、それと、もう一つ、先ほど契約を解除したということと言われたんですね。じゃ、それに対する違約金請求はされるんですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、北海道産小麦の件でございます。

私も確認したときにですね、また、学校給食会のほうからも御意見を頂戴したときに、供給量で、これは国内産の小麦の話になりますが、平成27年度の供給量から平成28年度に22.4%の減があったというふうに農林水産省のほうからの数字がございました。

また、学校給食会からは大手の小麦の業者が国内産をとっているといいますか、取り扱ってしまっているの、学校給食会のほうが国内産の小麦、また、北海道産の小麦を手に入れることができなかったというふうに説明を受けたところでございます。

また、契約につきましては、学校給食会の役員の方と今お話はさせていただいておりますが、違約金であるとか、そこについてはまだ突っ込んでといいますか、特にその話まではしておりませんで、まずもってその調査をしていただきたい、そういうところで現在協議を進めているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

あと1つ答弁をいただいております。

国内産に限るという契約をしながら、カナダ産をまぜてパンをつくったから解除されたんでしょう、契約解除を。じゃ、それに対する違約金は請求するんですか、しないんですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

これにつきましては、違約金を請求するかしらないかということにつきましては、また上司、弁護士等と協議をして、相談を進めていければというふうに思います。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

違約金を請求するかどうかについては弁護士とも相談するということなんですが、それも、じゃ、次の議会ぐらいには報告をするように調査を進めていただきます。

先ほど小麦の件で提案があったんですが、給食会が言うたからそれを丸のみにするんじゃないくて、給食会が言うたことの裏づけを農協なり農水省あたり、あるいは農林事務所あたりに追跡調査をして、学校給食会が言っているのが正しいのかどうかぐらいはあなたの当然の義務として、責務として私は知るべきだと、調べるべきと思うんですよ。

私が一応農協を通じて調べた内容ではですね、29年から30年の全国小麦の60%が北海道産らしいです。その北海道産の60%に当たる小麦の生産量が、29年が60万8,000トン、30年が47万3,000トン、割合にすると15%の減収です。15%ぐらいの減収で学校給食会が今まで過去ずっと取引を重ねてあるわけですから、それぐらいで小麦が手に入らないじゃなくて、金、いわゆる市場価格が上がったから自主的にやめたというふうに私は考えるわけですよ。だから、全てあなた方が、どこがどう言ったからじゃなくて、じゃ、その裏づけは間違っていな

いかどうかぐらいの追跡までしとかんとね、ここで答弁されたって、さっき私が謝れて言うたけん、仕方なし謝りよっぱってんさい。あなた方の仕事として当然そこまでするべきでしょうが。給食会が言うたからこうですよ。じゃ、その言ったことが正しいのかどうか、事実なのかどうかというのを裏づけして初めて事実確認ができたからここで答弁をするというふうな形で今後は事務を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

私自身、学校現場にいるときは信頼し切って学校給食を食べておりました。もちろん、校長として検食というのを毎日しておりまして、そのときが一番、ある意味命を賭して、かけて給食を食べると、子供たちより40分前に食べるということをやっておりましたので、いろんなことを考えながらということもあったわけなんです、しかし、この職について、今、議員御指摘のように、多くの子供たちの、安全・安心と一言言えばもう終わってしまうんですが、命を左右するような、そういうものだということを改めて痛切に感じているところでもございます。

もちろん、学校給食会が言うことが全てであると、間違いないということは思っていなかったわけではございますが、しかし一方では、国の基準というものをどうしても公教育の中では一つの大きな目安としていたところも正直なところございます。基準以下であれば何とかいいんじゃないかとかですね。食以外の部分でも国が基準を示したものの、あるいは都道府県が基準を示したものが一定の大きな尺度になっているということは否めません。

ただ今回、このグリフォサートというのが非常に大きな問題になってきているし、国の基準より下回っているとはいえ、やはり入っているということがわかった時点でこれは使用すべきではないということの判断に至ったところでございます。

今後につきましても、業者はもちろんですが、学校給食会も含めていろんなところの言われていることの裏づけ、根拠といいますか、そういったものは多方面にわたって確認をしながら進めていくと、より事実に近い形を見出しながら進めていくということをどの業務においても必要なことだということを認識したところでございます。

今後について、学校給食はもちろんですが、他の業務につきましても根拠に基づいた業務ということを心がけてまいりたいというふうに思っております。

○4番（吉田 豊君）

国の基準を参考にしながらということは現段階ではやむを得ないとは思いますが、国の基準もとにかく、くらくら変わっていくわけですね。例えば、一番いい例が、米の原産地表示制度というのが法律でできました。そして、外国からの輸入米の関係で、原産地表示が取り外されました。

そういう諸外国の圧力に日本政府が負けて、法を変えていくわけですから、自分たちがやっぱり必死になって子供たちの安全を守っていかなければ、安全・安心な学校給食という

のは守られないと私は思うんです。だから、今後とも十分留意されて、より安全な学校給食を提供していただくようお願いを申し上げて、私の質問はこの件については終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、通学路対策、質問要旨、快適な通学路が確保されているか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

吉田豊議員の質問事項4、通学路対策についての要旨1、快適な通学路が確保されているかという御質問についてお答えいたします。

御質問の中で、県道加茂の交差点から西側の草の繁茂について御質問をいただきました。

この草について、維持管理については議員御指摘のとおり県が行っていただいているところでございます。除草作業については、年に2回、6月ごろと10月ごろということで聞き及んでございます。

また、さきより確認をさせていただいたところ、道路管理者に近日中に実施する計画があるとの御返答をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

また、町でも何か対策をとということで御質問でございました。まず、町から申し入れを県のほうに行いましたところ、除草シートの布設について対策を検討していただいているという回答をいただいております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

先ほど言われたように、近日中に対応するというので、けさ通ったらきれいに刈り取ってありました。子供たちも喜んで通学したと思います。

それで、交通安全指導員の方が気づいて言われてから実施するまでかなりの日数が要るわけですね。だから、私がここで取り上げた理由は、どこの地域も一緒なんです、地域の子供は地域で守りますというふうな立て看板も立っています。それともう一つは、保護者の皆さんのお力をかりれないかということです。例えば、冬の間でほとんどの雑草は枯れます。そして、春先に新芽が伸びますが、その新芽が伸びたときに、不農耕地ですからいろんな除草剤が使われますが、液剤を希釈数量に薄めて、1リットルのペットボトルのふたに穴をあけて、逆さまにしょっしょっしょと振っぎ、簡単に除草剤散布ができるんですよ。だから、例えば美化活動のときに、そのときはかなり草が繁茂していますから効果が薄いとは思いますが、草の小さいときだったら相当の効果があるから、そういうことが対応できないのかどうかということですね。その点について考えられるのか考えられないのか、お尋ねいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま議員より道路の除草剤の散布ということで御提案をいただきました。

これについては、まずもってその管理者、関係機関と協議をし、進めていければというふうに存じます。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

除草剤散布について管理者、県と協議をするて、そがんとする必要かですか。金ば県に要求するならそうでしょうけど。例えば、私は上坊所地区に住んでいますけど、上坊所の例を言うと、プールの東側ね、中学校の通学路、あそこも川を挟んで東側の水田を私たちのオペレーター会で耕作をしているんですが、あそこの草刈りのときに、あそこの通学路は全部刈りますよ。それはなぜか。子供たちが気持ちよく通学できるようにここの草は刈っとうかというて、私たちは自主的に刈いよるわけね。あれは町道ですが、町の建設課から何もお叱りは受けたことはありません。かえって喜んでもらっていると私は思っています。

だから、目的達成には何が必要かということをもまず考えんとね。県の管理の県道だから県に協議をすると。私はさっき言ったように、除草剤ば、空きペットボトルがどっさいリサイクルのときに出来ますよ。１リットルのペットボトルば１本持ってきて、釘ば逆さまにして打ち込んでキャップしてからこうこうして振っぎにや、除草剤散布でくっとうですよ。金は除草剤だけです。除草剤も一般の市販のやつを買うと高いです。しかし、有効期限があと１週間か５日ぐらいずっとやったら、もうただ同然なんです。そういうものが結構効きますから、やろうと思えばどういふことだてできるんですよ。あなたがやる気がないからそういうことを言うんじゃないですか。私はそういうふう理解しますよ。もう一遍答弁をお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より中学校のプールの横の町道草刈りの件も御紹介をいただきました。農地・水等、また、オペレーターの皆さんで草刈りをさせていただいております。本当、感謝を申し上げるところでございます。

さて、先ほど私が道路管理者と協議をすると申ししたのは、実は今回の加茂の交差点のところについて、私どもで除草剤を振るということについても検討し、県のほうと協議をした事案がございました。そこで、県は通学路での除草剤使用について、健康被害を懸念している——これは全県的なことだとは承知しますが、健康被害を懸念しているので、除草剤散布ではなく、草刈りを実施していますというお答えがございました。

そういうことで、先ほど県管理者と協議をさせていただきたいというふうに答弁をさせていただきました。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

健康被害ですか。やりたくないからの言いわけですね。私はそうとしかとれませんよ。

じゃ、農家がこれだけ除草剤を使って、何か病気にしたことがあるんですか、農家の皆さんが。全然ないでしょうが。県の言い逃れにしかすぎんですよ。私はそういうふうに理解します。

だから、やる気があるのかなのか。やるとするならばどういう方法でやる、それについてお答えをいただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員より、やる気がないからということでお話をいただいております。

今回、私はグリフォサートの件で大変子供たちのことに危惧をしております。そういうところで、除草剤の使用についても注意深くおなるところということで御理解いただければ幸いです。

さて、では、どうするかということで、まずもって草刈りを実施するというところで道路管理者とはお話をさせていただいているところでございます。

繰り返しになりますが、道路管理者と草刈りを実施していただく、また、議員御紹介いただきました農地・水等々でしていただいております皆様の草刈りに対する御協力も感謝申し上げているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

除草剤散布を、子供の健康被害を考えるとということなのですが、除草剤ば子供たちの通学時点でかけるんですか。

もう少しね、除草剤の瓶ば買うてでも読んでくださいよ。土壌面に触れたと同時に不活性化、何もなか。作物の葉っぱとか茎にかかって初めて、根のほうに吸収されていって、根から枯らすというのが今の除草剤のほとんどの成分です。

だから、子供たちが行くときに頭からくくれない、そりゃ健康被害出ますよ。ばってん、除草剤散布は子供が通らんときにしかかけんでしょうもん。違いますか。もう少し考えてから答弁してください。

○教育長（野口敏雄君）

通学路への除草剤の散布につきましては、私も反対をしました。子供たちですから、我々が想像する以上の行動をとる場合がよくあるわけなんですね。側溝であっても、おりちゃ危ないとわかっているのにおりてしまうとか、汚い水であっても触って泥遊びをしてしまうとか、葉っぱについても口でくわえて笛を鳴らしてしまうとかあります。

今、議員おっしゃったように、ひょっとすると科学的に見て何ら一縷の心配もないのかもしれませんが、私はその心情的も含めて、保護者の気持ちの面も含めて、除草剤というものを子供たちの手に触れるようなところにこちらが意図的にまくということは避けたいという

ふうに判断したところでございます。

議員が科学的な根拠として先ほど申されたのであれば、私も勉強のためにも、改めて除草剤の体への害の様子については勉強させていただきたいと思います。至急したいと思っておりますが、ただ、私どもがそれを科学的に示したにしても、保護者の皆様方のお気持ち等を考えた場合には、それを無視して実施するということはやはり考えないといけないと思いますので、そのあたりPTAとも相談しながら話は進めていきたいと思っております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

教育長さんの答えはよくわかります。ただ、私も最初に申し上げたように、春先の芽の出たくらいの小さいうちにそれをかけなさいと言うわけですよ。子供たちが葉っぱをとって笛を吹いたりするのは、ある程度大きくなってからです。大きくなってから除草剤をかけたって、当たり前かけたって、成分を強くせんと効果は落ちますよ。だから、一番効果が効くのは春先の新芽が出たときにかける。それで一応殺しておいて、次にまた芽が出たときに、それをまた追い打ちをかけるという形で何年か続けていくと、雑草の種もだんだん減っていきますので、草の生える量も減ってくると思います。

だから、散布時期等も考慮すれば、保護者の皆さんの心配があるということで、言われてみればそういうこともあるんだなというふうに私も再認識をしたんですけれども、やっぱりやり方を考えていただければ保護者の皆さんも安心されるような農薬の除草剤の散布もできるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく御検討のほどをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「最後に教育長のほうから」と呼ぶ者あり）

○教育長（野口敏雄君）

改めまして科学的な根拠をはっきりさせるということと、やはりお子様を預かっているところからも、保護者の皆様方の心情面にも配慮しながら、両方のバランスを考えて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

吉田議員いいですか。（「いや、もう一遍」と呼ぶ者あり）

○4番（吉田 豊君）

薬剤を使うことについては教育長さんもかなり抵抗があるようにお見受けをいたしました。

そこで、じゃ、ほかに草を刈るという形で、これを集落支援員さんをお願いすることはできるんでしょうか。産業課長お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

皆様こんにちは。集落支援員の活用について御質問を受けましたので、答弁させていただきます。

きます。

集落支援員の活動としましては、集落の困り事というふうなところの定義で上峰町のほうで取りかかっております。産業課で所管しまして、集落支援員の活動というふうなところでお答えさせていただいておりますが、やはり農業、産業系のところで活動を行うところというふうなところで考えております。

また、公有地の管理につきましては、各おのこの公有地の所在の管理主がおりますので、そういったところの管理者との関係を含めて検討するところがあるかと考えておるところです。

端的に県道の用地でありまして、集落支援の活動というふうなところで、同じく農用地に関しますと、多面的支払交付金の関係のところの農用地が考えられますが、その活動の中でも県道の用地というふうなところでは含まれておりませんで、こういった該当の案件につきましては、集落員のカバーするエリアでないかというふうなところで考えるところでございます。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

これは町民だよりかみみね９月号です。（資料を示す）ここに９ページに、「地域の課題解決に向けた取り組みを支援してまいりますので、地域の課題、困りごとを発見した場合は、産業課まで情報提供をお願いいたします。」と。

今、課長が言われたようなことは１行も書いていないわけですが、いかがですか。

○議長（中山五雄君）

一般質問の途中ですが、昼ですから。

○町長（武廣勇平君）

集落支援員制度についてのお尋ねでございます。

これは国のほうで定めておりまして、もう皆様、耳にたこができるぐらい私もお話しさせていただいていると思いますが、特交措置されると。集落、地域の中で問題点があったところに主体的に集落支援員は取り組むことができるし、町と連携して町が求める箇所について指定することもできるというふうに私は理解しております。

制度としては、本来、過疎地域の小さな拠点を結ぶために、地域のそれぞれの課題等を収集し、その課題解決のために手だてを打っていくことに一役買うという役割を担っているものと理解しております。

先ほどの県道の管理者は県でございますので、その除草については県が行うべきだというふうに考えております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩いたしたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

まず、先ほど吉田議員の質問に答弁が足りないところがあったものですから、建設係長の高島君から説明をしていただきます。

○建設課建設係長（高島真幸君）

吉田議員の質問事項4、通学路対策、質問要旨1、快適な通学路が確保されているかという御質問に関連しまして、町道の雑草等の伐採につきまして御報告をさせていただきたいと思います。

先ほど吉田議員より紹介がありました上坊所地区で除草されている箇所につきましては、町の業務委託により道路のり肩、幅1メートルを範囲として除草を行っているところです。その幅1メートル以外の範囲については、多面的機能支払交付金事業により地元で維持管理をいただいております。ありがたく感じております。今後も地元と連携し、町道の維持管理に努めていきたいと思っております。

発言の機会をいただき、ありがとうございます。

○議長（中山五雄君）

それでは、8番大川隆城君よりお願いします。

○8番（大川隆城君）

8番大川隆城です。ただいま許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

まず最初に、広域ごみ処理施設整備についてお尋ねをしてみたいです。

このごみ処理場につきましては、既に新規に鳥栖地区内でごみ処理場を整備するようになっていますけれども、この関係につきましては、以前から埋設汚染物質の問題あるいはリサイクル施設の問題等々いろいろとあってまいりました。そういうことの解決も含めてですね、今現在においての進捗状況はどうかということで、まずお尋ねをしてみたいと思います。

第2番目に、大雨時の道路冠水地区の解消について、この件につきましては、皆様御案内のとおり、7月21日、また8月28日、大変なる大雨が降りました。その関係で、この役場周辺も水没いたしましたし、そして南部のほうの災害地域は、これまた毎度のように冠水を

してしまいました。そういうことの中で、この第1番目に、道路が、あるいはその地域が冠水する根本的な原因は何だとお考えになっているかということでお尋ねしてまいりたいと思います。これまで河川改修の進捗状況、あるいは河川内の泥土しゅんせつの関係、あるいは排水ポンプの設置の関係等々、理由があるかとは思いますが、町としてどのようにこの原因についてお考えになるかをまずお尋ねをしてまいりたいと思います。

また第2番目に、道路冠水地区をなくす方法及び計画はどうかということでお尋ねをしてまいりたいと思います。

この件に関しましては、水田がダムのかわりをして保水するということは、もう皆さん御案内のとおりでありますけれども、この役場周辺あるいは町全体を見渡しましたときに、近年、住宅造成が随分と進んでまいりました。その関係もあると思いますけれども、やはり水の流れ等がですね、以前から見れば大分変わってきているようにも感じます。そういう中で、町として、その周りの状況が変わっていることについて、やはり何年後とか計画的に調査、研究をされるべきじゃないかと。そして、その調査に基づいて、じゃ、どのように整備をしていくかというようなことも当然検討はされているかと思いますが、さらに研究、検討をされるべきじゃなかろうかというふうな思いがいたしますので、そういうことでお尋ねをしてまいりたいと思います。

第3番目に、武道館の整備についてお尋ねをしてまいります。

この武道館整備につきましては、この質問要旨に書いておりますように、剣道、柔道、空手などの拠点となる整備をどう考えているのか。この件については、もう以前から同僚議員も含めて何回となくお尋ねをしてまいっております。もう中身については、言うまでもなく御案内だと思いますので、どのようにお考えか、お尋ねをしてまいりたいと思います。

第4番目に、スポーツを核とした地域振興についてということでお尋ねをしてまいります。

このことにつきましては、去る8月15日の新聞報道におきまして、佐賀県知事、山口知事がスポーツ等とビジネス界の融合を促し、地域振興につなげると表明をされておきまして、11月をめどに事業内容を固めていきたいと表明をされておりました。それと同じくして、スポーツ界と他分野の融合を促す取り組みは、政府が6月に閣議決定された、本年度から6年間の地方創生第2期のまち・ひと・しごと創生基本方針に盛り込まれているというコメントも出されておりました。国、県が同時期に同じ方向性を示していることに町としてはどのように受けとめ、どのように考えておられるものか、お尋ねをしてまいります。既に、今回の行政報告の中にもありましたように、過日、県のサッカー協会から整備要望がされておりました多目的人工芝フィールドに関する事業につきまして、サウンディング市場型調査を実施されているとも報告がなされておりますので、それらのことも含めて、どのようにお考えか、お尋ねしてまいりたいと思います。

第4番目の第2項、鎮西山と連携させたスポーツ施設及び関連施設等の整備は考えられな

いか。

この件につきましては、前回、6月議会におきましては、北部の遊休地の有効利用にはということで、農協とのタイアップで有効利用に努めるための手だてをしてほしいということで意見を申し上げておりましたが、その結果は8月、9月で取りまとめをして、それからまた意向調査をやったというふうなことで答弁をいただいておりますので、今現在、まだまだその最終結果が出ていないかとは思いますが、今回は、その真逆にはなりますけれども、180度発想の転換をしてのこの遊休地を利用するという関係で、こういうことをお聞かせしたいと思っているわけであります。

やはり私個人、考えるに当たりまして、あの地は大字堤北部の地は御案内のとおり、川久保線が通っております、縦の県道も通っております、そして高速道路東脊振のインターも近くというふうなことで、交通利便性については、結構いい場所であると思っております。そういうふうな地域に、この国、県が示していることに関連して、そういうスポーツ施設等々を、それに加えてまた宿泊施設等も関係する施設を整備していけば、今度は鎮西山の再整備についても近々補助事業にのせるための協議をとということで報告がっておりますので、鎮西山と連携しての、その地域のスポーツを核とした振興を進めていけば、なおいい効果が出るんじゃないかという思いがするものですから、お尋ねをしてみたいと思います。

第5番目に、町のイメージソングの活用について。

これもまた、皆さん御案内のとおり、昨年、明治150周年の記念行事の中で、それまでイメージソングをつくるということで、作曲するということが依頼されていたのができ上がり、御披露がありました。題名が「このまちで」という題名だったかと思いますが、それをお聞きになった町民の皆様方が、感じのいい曲だねという評価をあちこちから聞かせてもらってありましたし、また、その曲をCDですか、あれがあれば欲しいねという話も聞いておりました。ですから、早速そういう町民の皆様方の声に対応をしていかれると思っておりましたが、これがなかなかうまいぐあいに今現在進んでおらず、1年たってもまだその辺のあれが見えておりません。以前から私が例として申し上げておりましたのが、県庁にお願いいただければ、県の曲として「栄の国から」という曲とかがつくられております。それを例えば、朝、それから昼休み等にずっと庁舎内で流されたり、そして今度はまた、そのCDが欲しいという希望者には配布もされているようであります。そういうふうなことで活用されておりますし、またいろんなイベント等でも流されておりますことも存じ上げております。町のイメージソングである「このまちで」という曲も、そういうふうなことに積極的に活用をして、皆さんが本当に親しんでもらい、口ずさんでいただくようになっていけばいいなという思いがいたしますので、再度どういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

以上、5題よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、広域ごみ処理施設整備について、質問要旨、現在までの進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは大川議員の質問事項1、広域ごみ処理施設整備について、要旨1、現在までの進捗状況はどうかという質問につきまして答弁いたします。

佐賀東部環境施設組合の首長会におきまして、当初、建設予定地の南東部につきましては、土壌汚染が確認され、建設予定地から外され、新たに同建設予定地の北西部において、土壌及び地下水の汚染の有無についての調査が行われ、埋設物環境基準を超える物質は確認されなかったため、北西部に建設されることが決定されました。しかしながら、この北西部におきましては、用地面積的にごみ焼却施設のための建設となり、隣接して建設予定されておりましたリサイクル施設におきましては、今後、鳥栖市において適地選定され、引き続き協議していくこととなっております。

なお、2020年度着手、2021年度着工、2023年度完成、2024年度4月供用開始という全体スケジュールについては現在のところ変更ございません。現在は、首長会、ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会がスケジュールに沿って行われており、計画が進められているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま答弁いただきました。その中で、建設については予定どおり進捗していくようになっているということですが、リサイクル施設、リサイクルプラザですね、については、その予定しておった場所に汚染物質が出たものだから、できなくなった。だから、新たにその場所を今、検討中だということですが、ということは、鳥栖市の今予定されている地区内ではできないということですよ。じゃ、それをまたほかの地区にするということになれば、また新たに土地を求めてということであれば、そこでの負担がどうかというようなことも当然発生すると思います。その辺のことについては、いつごろまでに決まって、その負担がどうだということまではっきりするのはいつごろまでかなという感じがします。一応、先ほど触れられた関係で、新聞報道等でしか知り得ないわけですが、24年度までのリサイクルプラザの稼働は難しいというふうな市長の発言もあっているようでもありますけれども、まずその辺どうかというのをお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員のリサイクル施設についての御質問だったかと思いますが、先ほども申しましたとおり、鳥栖市のほうで建設地を今、選定をされているところでございまして、鳥栖市としましては、本年度中には新たな建設地を提案したいということでございました。そち

らのほうの負担ということでございますが、今のところまだそういうことまでは話は進んでおりませんで、これから首長会等で協議されていくことかと思われます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

そうすると、大体処理場ができると同時にリサイクルプラザが同時稼働するのが当然だと思いますが、ずれていく。そうすると、じゃ、ひょっとしてそれがうまいぐあいにスムーズに決まっていけばいいかと思いますが、もしずれが出た場合、例えば、そこで1年ないしは2年ずれが出た場合のそのリサイクル関係については、どこでやるかというのが問題になると思うわけですね。そういう場合については、どのような対応をされるようなことなんでしょうか。今現在は、中原のほうでやっていますが、きちんと鳥栖地区でできるというまで、今の中原の施設を延長してしようというふうなことになるものか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、さっきちょっと総括質問の中で大雨の関係をお話ししましたが、今予定されている鳥栖の建設予定地の関係で、さきの鳥栖市議会の中で、冠水の関係がお尋ねがあっていましたが、市長のほうからは心配ないというような答弁がされたというふうに、これまた新聞の報道で知り得たわけですが、そういうこともこの組合議会の中できちんと議論されて、安全確保ができたということでしょうか。その辺2つお願いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員のリサイクル施設の計画がずれ込んだ場合はという御質問についてお答えをいたします。

リサイクル施設につきましては、スケジュール的に完成が難しくなっていることを鑑み、佐賀東部環境施設組合より、鳥栖三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合宛てにリサイクル施設の使用期間延長の申し入れがされております。今のところ、この申し入れに対し、延長期間や地域振興費等について提示を求められているところでございます。

それからもう一つ、冠水の件でございますけれども、こちらのほうが鳥栖の市長さんのほうがお答えになっているかと思いますが、これからさまざまな知見や耐震の情報を加えた上で建設をするので、心配はないというふうな御回答をいただいておりますので、そのようなことであると認識をしております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

リサイクルプラザについては、2カ所に要請されているということを聞いて、ちょっと安心いたしました。

それでは次にお尋ねいたします。最初の御答弁の中で、今後について処理施設の建設については、予定どおりしていくということで答弁いただきました。これまた本当、新聞情報で

申しわけないですが、8月30日の新聞情報では、その金額等についても報道がされておりましたが、建設運営費を41,580,000千円、そしてこれは内訳としては建設費が16,898,000千円ほど、そして完成後30年間の運営費が24,682,000千円ほどという金額が提示されております。これは設計から施工運営までを一括で発注ということでありますが、これは以前、29年9月に、ごみ処理施設整備基本計画案という資料をいただいております。そしてこの中でいろいろと議論した中で、この処理のやり方ですね、燃焼式、熔融式とか、3通りか4通りあったかと思いますが、そのやり方については、31年度末までには決定をするというような示しもいただいております。そして、ずっと協議をされてきたと思いますが、今回は今言う建設から運営費も30年間一括で発注するというようなことでありますけれども、じゃ、既にそのやり方が決まっているものかどうか。もし決まったらんとすれば、例えば、何社ぐらいに、これは後として発注は一般競争入札で9月中旬に公告し、2020年2月までに提案見積もりを募集するというようなことでありますが、やり方等も含めて何社かにされるわけでしょうけれども、その中には、やり方一切提示せずフリーとするものか、それとも例えば、このやり方で何社、このやり方で何社みたいなことでされるものか。その辺が私どもの知り得る範囲では、繰り返しになりますが、平成31年度末にはやり方を決定するというふうなことで聞いたものですから、どうかなという感じでしたものですから、その辺とか聞かせてほしいと思います。それで、大体今まで発注するときに、今言う企画提案ですかね、そういうこともすることはプロポーザル方式でということで、私、認識しておったわけなんです。そういうことでやりながら、一般競争入札というふうなことが示されておりますが、その辺のことについても、まだ私自身、勉強不足な面もあるものですから、よければお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の処理費用ですね、それと31年度には決定等あったかというような御質問だったかと思います。

まず、処理方式でございますけれども、3通りの中から選定されることが決まっております。1つ目はストーカ式プラスセメント原料化というところと、もう1つがシャフト式プラススラグ化山元還元、もう1つが流動床式プラススラグ化山元還元のこの3つの中から選定されるものと決まっております。

これはいつ決定になるかというのでございますが、このやり方でそれぞれの業者が一般入札をされるというところで、これから公告等に入るかと思いますけれども、今のところ、そういったところが決定しております。

事業者の数ですけれども、幾つあるのかというところまではちょっと把握はしておりません。これから公告をされて、それから入札に入りますので、そういったところから業者の

数も決まってくるのかなというふうに思われます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

なかなか広域で整備することでもございますから、いろいろと協議重ねることもたくさんありましょうし、今言うリサイクルの関係とか場所の問題等々も協議することも出てくると思います。そこで、最初に言いました埋め立て汚染物質の処理については、鳥栖が責任を持って処理するという事は、もう確約されていますよね。それはもう当然のことと思いますが、してもらいたいと思います。

どちらにしましても、このごみ処理については、やはり生活する上では一番身近で、一番重要な問題の一つでもありますから、一日でもとめることはできません。ですから、いろいろ困難な部分はあるでしょうけれども、計画どおりに進捗をし、24年には稼働ができて、皆様がお困りにならないように、いろいろと大変な面あると思いますが、御努力いただいて進めてもらいたいと思います。

以上です。次お願いします。よかったら一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

P F I 事業でD B O方式を採用し、今現在、ごみ処理場については、議会の皆様方に御理解いただいているというふうに思っていますが、先ほど一般競争入札という通常の一般競争入札で実施するという新聞記事をもとに、いわゆるP F I法に基づく入札を行っているのではないかということで、ちょっと混同されていると思いましたので、私がちょっと今、確認をしておりました。今回は、P F I法に基づいて公共施設等の整備等の促進に関する法律、P F I法に基づいて事業を総合評価、一般競争入札方式で実施するというところでございます。でも、P F I法に基づく以上は、要求水準をしっかりと示しながら、サウンディングといたしますか、事業者からの聞き取りを行っていきますし、予定価格と、いわゆる最低価格のような評価価格をしっかりと設けながら選定していくということになるということで、先般、首長会でも報告をいただいたところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

次お願いします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の2番、大雨時の道路冠水地区の解消について、質問要旨の1番、道路が冠水する根本原因は何だと考えるか、執行部の答弁を求めます。

○建設課建設係長（高島真幸君）

大川議員の質問事項2、大雨時の道路冠水地区の解消について、質問要旨1、道路が冠水する根本原因は何だと考えるかという御質問に対しお答えいたします。

冠水原因につきましては、地形や気象状況、排水施設の構造や排水能力など、さまざまな原因が考えられ、一つに特定することはできないと思います。あえて共通する原因を一つ挙げるとすれば、それは今までにない雨の降り方にあると思われ、短時間に集中して雨が降ることで、先ほど申しました要因と相重って冠水する状況になっているものと考えます。

以上、大川議員の質問答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

先ほど言いました7月、8月の大雨は、本当に想定していない量の降雨だったということは、当然そのとおりだったと思います。そういう中で、少しでも冠水しないようにしていかなくならないことも当然のことです。今回、私が大雨の後、地区を巡回していたときに言われたのが、「おいどまいつまでぎやな目に遭わんばかい。もうそろそろぎゃん水のはらったりせんごとしてくれんばでくんみやあもん」と言われました。常襲水害地域の方々ですけれども、本当にそれはもう言われまして、どきっとして、全く返す言葉もありませんでした。ですから、一遍には無理としても、徐々にそういう地域をなくすようにしていくことは当然のことだと思います。

そういう中で、今回の雨のときにひとつより強く感じたのが、もう皆さん御案内のとおり、役場周辺が水浸しになりましたね。ちょっとある1カ所ではかってみたら、膝上までありました。五、六十センチぐらいですかね。そうすると、後で聞いてみましたところ、中学校の東側の住宅地区、あの辺からずっと来て、坊所のつばきのさとの北側、横に10件ほど家が並んでいますが、あの地域、そして役場のところまでずっと変わらんような冠水状況であったと聞きました。そういうことを考えてみたときに、その一番上には外記のため池がありますよね。ここはもちろん、農業関係で使う水を貯水するということもありますけれども、この外記のため池を調整池的機能を持たせたら、少し遅く冠水する。また、それが少なくできるというようなことも出てきはせんかというののもちょっと考えたところでありました。ですから、あの地を見ますと、もう既に南側の堤防は張りブロックできちんと整備していますよね。西のほうには排水口といいますか、水門もきちんとなっています。あのあたりに、例えば、上下する水門とかなんとかを必要な部分を整備して、さっき言いました調整池としての機能をもたせるならば、少しはこの役場周辺については解消の方向にいきはせんかという思いがするわけです。

それと、さっき触れました今後のこれからのことについては、皆さん御案内と思いますが、河川改修を早く進捗させてほしいということ、それから今言う河川内の泥土のしゅんせつ、これも以前から同僚議員からもその要望があっておったと思います。町内は切通川、六田川、井柳川が主な大きな河川ですが、どこを見ても、やはり泥土のたまっている部分が多いわけです。だから、そういうことをしゅんせつすることについてだけでも大分違ってきはせんかという思いがあるわけですよね。それらも含めて随時検討してもらいたい。そのため

には、これはちょっとあともってまた重なるわけですが、やっぱりその都度その都度、調査をしていかなくちゃ、その状況の変化というのも変わってくるものですから、ということでお願いをしたいということであります。

まず、今言う外記のため池の調整池機能をもたせるための手だてをした方がいいんじゃないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○副町長（森 悟君）

先ほどの御質問の中に、幾つかの基本的な要点がございましたものですから、まずはそれを私のほうから御説明を、それから現状も踏まえまして、お話をさせていただきます。

まず、議員御質問がございましたように、いろんな観点からの要素が絡み合って、このような大雨が降ったときの道路が冠水したり、田んぼが長いこと雨につかったり、そういうことが生じているのはもうここ上峰町だけでなく、佐賀県内、それから近郊の福岡県、筑後川の水系につきましては、ほとんど今同じような状況が多発している状況でございます。特に、近年のゲリラ豪雨によります、この時間帯の雨量が物すごく増大している。前は時間降雨量60ミリということでございましたら、かなりの量、もう傘は差して歩けない、そういう状況が60ミリでございましたから、ほとんどの道路構造物、排水構造物は、この60ミリに対応するようなものをここ20年、15年前から国の指示、指導のもとに設置している状況でございます。大規模河川につきましては、100年等ですね、筑後川につきましては100年、200年、そのような規模ではございますけれども、通常の道路、県道も町道もそうでございますけれども、今さっき私が申し上げましたような時間雨量に対応するような道路構造物の設計をいたしているのが現状でございます。

それから、田んぼにつきましては、これは農水省の考え方もございますけれども、ある程度の、先ほど議員も御案内されましたような、そこで滞水させまして、一時的なダムの機能というのは御承知のとおりでございますので、ただそれを3日等冠水しないように、早く早く排水するというのが現状の対応でございまして、国におきまして、そのゲリラ豪雨を捉えて、それ以上の構造物を設置するような予算の手だて等も今している状況ではございません。あとは今ある施設等をいかに効率よく運用していくかということに絞られている。特に水門、樋門等がございますので、そこは農業者の方たちとも調整しながら、速やかに開放して河川に排水する。ややもすれば、そこにどうしたって農業用施設でございますので、なるべくあけたくないとか、そういうような気持ちも働きますけれども、そこは早目早目に協議をしながら開いていくとか、そういったことが大事だと、国も今申しているところでございます。

今ちょっと前段の整理を申しましたように、簡単に排水対策、冠水対策とかできないと申しましたのは、そのような構造物の大きさというのが限られている。そしてまた、特にさっき係長が申しましたように、地形的なものもございましてから、上峰町におきましては、下

流域の田んぼが標高3メートルから4メートルという低い状況でございます。ここは筑後川の水位が上がりますと、排水はし切れない。久留米の筑後川流域も三、四メートルの箇所がいっぱいございまして、同様に冠水をいたしているということが最近は続いております。

そういった、ちょっと長くなりましたけれども、最近のゲリラ豪雨対策における対応につきましては、国も苦慮しているところでございまして、県を通じまして、市、町のほうにもその対応をきっちり出すというような、今、通知も来ております。それが構造的なものじゃなくて、ソフト的なものになってきてございます。先ほど御質問の中で、最後にございましたダムの機能があるところを早目早目に解除するという、外記のため池のお話もございましたけれども、そこは今、管理者もございまして、農業用の施設としても御利用になっておりますので、そこは調整しながら、先ほど私が前段申し上げましたような、いろんな要素が絡み合っただけの今回の冠水なり大雨の被害でございますので、そこは町としても協議しながらしっかり対応していきたいと考えてございますので、全体的な説明をさせていただきました。

○8番（大川隆城君）

さっき言いました外記のため池の調整池的機能を持たせたらどうかという話、これはもう御案内のとおり、外記のため池は、大字坊所一村会が管理してあると思いますので、それらの方々との協議、当然必要だと思います。ですから、できれば早目に一村会の皆様方と御協議いただいて、でき得れば、そういうふうな機能を持たせるようにしてもらった方がいいんじゃないかなと思います。なぜならば、あそこから来たやつでこの役場周辺が水浸しになって中枢機能が停止するような格好になるわけですね。そうすると、今回の大雨のときも、さっき言いましたように、見回っていた中で、役場には行かれるでしょうかと何人からも聞かれました。ちょっと水浸しだから、歩いてなら何とか行けますというような話もあったし、消防団員出動して役場職員も含めて出動してもらっていたけれども、やはり消防車、あれだけ車高が高いのでもマフラーがつかるような状況で、すぐには動けなかったというのも事実あったわけでありまして、できるだけ役場周辺がいろいろそういうふうなときにはすぐ動かれるようなことになるようには当然していかなきゃいかなきゃなかろうかという思いもするものですから、ぜひその辺を検討してもらいたいということを要望して、この1番の項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、道路冠水地区をなくす方法及び計画はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課建設係長（高島真幸君）

大川議員の質問事項2、大雨時の道路冠水地区の解消について、質問要旨2、道路冠水地区をなくす方法及び計画はどうかという御質問に対し、お答えいたします。

まず、道路冠水地区でございますが、大字坊所の低平地及び大字前牟田、大字江迎といっ

た本町の南部地域のほとんどの冠水箇所が発生しており、さらには県道坊所城島線の一部、下津毛南交差点より役場入り口付近までの間、県道北茂安三田川線の一部、下津毛交差点の東付近で冠水が発生している状況であります。

これらの地区の冠水をなくす方法及び計画はということでございますが、さきの質問でも述べましたが、近年、雨の降り方が変わってきており、これまでに整備されてきたさまざまな排水施設の能力を大幅に上回っている上に、排水先である河川の水位も急激に上昇するため、排水路や支流河川が排水不能になり、冠水状態、いわゆる内水氾濫を引き起こしている状況です。

これらの状況を改善することは難しいということで、昨年より国の方針も変わってきており、排水対策や改良計画という方向性ではなく、冠水することを念頭に起き行動するなど、ハード面ではなく、危機管理行動計画の策定など、ソフト面の充実に移行しているところであります。しかしながら、地区からの要望等について、十分な検討を行い、対応可能であれば地区と協議を行った上で、可能な限り対応していきたいと考えているところであります。

なお、今年度において、野間口地区、寺家地区の一部及び碓地区に関しましては、長時間または数日にわたり冠水状況となるため、日常生活に支障があることから、避難経路確保などのため、道路かさ上げの実施を予定しているところであります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○ 8 番（大川隆城君）

今、答弁がありました老松米多線のかさ上げ舗装工事を発注しておると。それと碓、それから野間口地区においても地元調整完了後、発注予定でありますということで、これは行政報告にも上がっておりました。そういうこと当然必要だと思います。今後においても、計画的に必要な頻度が高い部分から舗装のかさ上げなりを順次行っていかれるものと思いますが、それをするためにも、やっぱり調査が必要じゃないんですか。今さっきもちょっと触れました、これだけ造成地区がふえましたよ。そうすると、先ほど言っておりましたように、水田のときは一時的に保水する時間があつたわけだけど、今それが全部埋め立てであるから、それがない。じゃ、一気に流れてきますよ。そういうこともあるからですね、水の流れがいつまでも、何十年前、10年前、今が一緒かと、違うわけですよ。だから、そういうことも十分調査をして研究せんといかんじゃないかということです。その結果で流れがどういうふうに変ったかということ踏まえて、じゃ、どうしよう、こうしようということに次の段階にいかなくちゃ、やみくもにここはろうとるけん上げたばい、ここはろうとるけん上げたばいというわけにはいかんわけでしょう。だから、計画的に何年越しにはパトロールなりして調査、研究をやって、どうかということ十分つかんだ上でやらなくちゃいけないかという話したんですよ。そうせんと、ある一部地区でお話聞けば、ここはわざと下げとるとばいと。何でかというたら、水が流れるように昔からこうしとるとやけんがとい

うような話も聞くわけですね。ただ、それも水の流れが変わっているから、いつまでもそのとおりでいいかという、そうばかりは言いきれんところもあると思うわけです。です。何年か越しには、それは確かに想定外の雨が降ったり当然ありますが、そう言いながらも、そういうことも怠りなくしていかなきゃならないんじゃないですかという話なんです。その上で、今言う必要なところはかさ上げもせんばいかん、ほかの手当もせんばいかんということをしていかんことには、もう雨が降ったけんがどうしようもありませんと言うわけはいかんわけです。その辺を十分受けとめてください。その上で手だてもきちんとやってほしいんです。この辺については、詳しい副町長なり答弁いただければと思います。

○副町長（森 悟君）

大川議員の今の御質問でございます。もうおっしゃるとおりなんですね。定期的な調査、これは必要でございます。まさに上峰町におきましては、近年、住宅地開発もしっかりされておりまして、人口も先ほども人口動態調査のお話も伺いました。社会増、かなり今年だけでも自然増と合わせまして、9名増ということで朝方聞いたばかりでございましてから、まさに動態調査が示すとおり、周囲の市町では減少傾向にある中でも、しっかり上峰町は微増といううれしいことでございます。その半面、先ほど申されましたような排水等については、その影響というのは、多少何かあるかなと私も感じております。ただ、しっかり対応することで、これは全部が住宅地になるわけではない。今まで田んぼであったところが、少しずつ開発をされることによって町の発展に寄与しているということからしますと、それにつきましても、先ほど私が申し上げましたような排水構造物、これはきっちり対応する必要がある。そして、開発業者についても、こちらは建設課が主に業務として行っておりますけれども、それに見合うような開発面積に見合う側溝の大きさ、これは排水断面の計算式がございまして。国交省のほうで基準をつくってございまして、それは義務化しておる内容でございまして、それをしっかりチェックして、開発業者が絶対基準を守る、そういった方向が一つ。そして、それとその下流域の排水構造物もございまして、そこ上流だけでなく、排水につきましても、しっかりこれは町のほうで先ほど申されましたように、定期的な調査を行いながら、泥土のしゅんせつ、これはもう必須でございまして。そういった主要なる河川、水路についても、維持管理を今後はしっかりしながら対応していく、開発に見合った排水路の維持管理、これは必要なことだと私も伺いしながら感じたところでございまして。今後かねてから申し上げておりますようないろんな要素でございます。地元の要望等々ございます。緊急性の高いところから私ども調査も加味しながら、計画しながら整備したいと考えております。

○8番（大川隆城君）

この治水対策につきましては、先ほど午前中にも同僚議員から、少し山手の地区でも冠水があったというふうなお話も出ておりました。そういうことも含めまして、昔から水を制す

る者は何とやらという言葉もございます。やはりこういうこと、水を制するということは、災害をなくすということでもありますけれども、それが町の発展につながることは言うまでもないことでもありますので、今後さらなる町の発展を期する意味において、この水関係もいろいろこれまた難しいところありましようけれども、さらに御努力いただいて、なるべくそういう被害が出ないようにお願いをして、この項を終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、武道館の整備について、質問要旨、剣道、柔道、空手等の拠点となる武道館整備をどう考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんこんにちは。私のほうから大川議員の質問事項3、武道館の整備について、質問要旨1、剣道、柔道、空手等の拠点となる武道館整備をどう考えているのかという御質問でございます。御答弁いたします。

現在の武道館については、老朽化が進んでいるところであり、本議会においても、以前より武道館の床が傾いていること等、御指摘をいただいているところです。生涯学習課では、平成30年度社会体育施設建物損耗調査業務を実施いたしました。武道館については、屋根、外壁、建具、内装について、現地調査し、写真管理より報告書をいただいています。調査結果では、武道館の木造部分の劣化が激しく、床の劣化に伴う沈下や電気系統のふぐあいによるスイッチ点検の指摘等を受けました。そこで、箇所ごとに早急に修繕が必要な箇所、今後の改修を検討する箇所、引き続き維持管理を要する箇所の3段階に分けて、各指摘事項を整理し、安全面等から直ちに取りかえや修繕が必要な、例えば、電気ブレーカーの取りかえやサッシガラスの交換を行ったところです。同時に、今後の改修を検討する箇所、引き続き維持管理を要する箇所については、検討を始めているところです。

今後の方向性としては、専門家の視点を尊重しながら、床の張りかえ等による部分改修または建てかえ、建てかえの場合は現在の場所か、それとも別の場所に建設したほうがよいのか等を含めまして、教育委員会におきまして十分に検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

生涯学習課長から答弁いただきました。ただ、今まで補修をしてもらっていることはそうでしょうけれども、順序が逆なんです。今までも床面のクッションが悪いから膝を痛めた生徒、そして指導者が何人もいるという話は、その都度皆様方にお伝えしてきたわけです。剣道とかいろいろやるときに一番の重要ポイントは床のクッションがきくかきかんかなんです。だから、今あなたの答弁では、周りをやりましたけれども、一番肝心なところが一番

最後になっているんですよ。だから、それが一番重要ポイントなんです。

そういうことで、さっき課長も触れられましたが、教育長にお尋ねをいたします。30年9月、去年ですね、9月議会で先ほどちょっと出ましたように、今、私が申しました武道館の床のふぐあい等も含めて、専門家の方に点検あるいは指導をいただくと。そしてその結果については、新年度に越えることなく、早急なる対応をしていきたいというふうな答弁をされておりますが、実際されたかと思いますが、それまでに私も含めて同僚議員から求めてきておりましたのは、今の武道館、もう耐用年数既にうんと過ぎて老朽化していることは、もう御案内のとおりであります。これを幾ら手を入れてもよくはならんわけですよ。またスペースの問題もあります。ですから、できるならば、あれを今言う剣道だけに限らず、空手とか柔道、柔道の生徒も今ふえてきていますよね。ことしまた、行政報告の中に、全国大会にも出場したということも紹介してありました。そういうふうで、部員数は少ないけれども、一生懸命頑張っているんです。ですから、そういう子供たちがなお頑張れるような場の整備、提供も考えていかなくちやならないと思うから、今のところじゃ足りないから、できれば新設でやってほしいというふうなことも述べてきたかと思いますが、それも含めて教育長、どういうふうにお考えか、お尋ねします。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの武道館の整備についての御質疑でございます。

武道館につきましては、御指摘のように、老朽化率100%に加え、床の傾き、クッションのふぐあいが指摘されてきました。実際、私が上峰中学校に赴任しました当初も、平成28年4月ですが、すぐに当時の剣道部の顧問が話に來まして、武道館は床が中央付近から西側に向いて10センチ程度下がっていると。加えてクッションがきかなくなっていると。そのことをもって、平衡感覚が崩れたり足をくじいたりする事案が発生しているということを聞きました。その時点では、どれだけ床の問題と、けが等の因果関係があるのかというのははっきりわかりませんでしたから、しばらく様子を見ておったんですけれども、実際に足首等、膝等を故障する生徒が出たりしましたので、私もそのときの立場では、武道館の見直しをということを要求しておった立場ではございます。

そして、御指摘のように、昨年の12月議会で、補正予算を組んでいただきまして、社会体育施設建物損耗調査というものをさせていただいたんですね、専門家による建築物の消耗程度の診断でございました。平成31年3月に実施できたわけでございますが、その結果では、床の張りかえの部分改修のことも想定しておりましたので、それなのか、それともそれも含めた建てかえ等の選択肢も含めて、建築の専門士に建物診断調査を行っていただいたわけでございますが、その結果が今年度になってから出てまいりまして、それをもとに先ほど小川課長申しましたように、3つの段階に分けて指摘事項を整理していったわけです。1つが早急に修繕しないと安全的に危ないという問題、2つ目が今後の改修を検討する箇所、3つ目

が引き続き維持管理を要する箇所、3つに分けて整理をしました。そして、安全性の危険な、早急に修繕が必要なものは既に修繕費を使って改修をしています。

問題は、今後の改修についてということなのですが、先ほど生涯学習課長は慎重に答弁を行いました。ただ、昨年度から幾つかの議会で、本議会におきまして、この武道館のことについては、再三御質疑をいただいておりますし、それをもって31年3月に建物損耗調査を実施しましたので、その結果、一番大きな問題として、専門家からは床の部分改修では中長期的に見て得策ではないと、合理的ではない。合理的の理にかなっていないというような御指摘をいただきました。それを詳しく聞いてみますと、やはり床だけで何千万円かけて改修しても、周りがあと10年もつのか、20年もつのか、それは保証できないということですので、床の改修を含めた建てかえの御助言をいただいたところでございました。ですから、先ほど3つに分けました、今後、改修を検討する箇所として、箇所という言い方は部分になってしまいますが、全体を改修するということを方向性として教育委員会では今持っていますところと。言いながらも、床の問題がありますので、悠長なことは言っておられません。できれば今年度中にもある程度の具体的な動きを見せないといけないかなと思いついて、実は建てかえについて、武蔵町長に財政的な措置の面も含めて、お願い、御相談を始めたところでございます。

以上、大川議員の質問に答えました。

○8番（大川隆城君）

ただいま教育長から武道館については、今後、建てかえの方向で検討という御答弁いただきました。私たち、先ほど午前中にも同僚議員からありましたけれども、ことしの6月に、振興常任委員会の研修ということで、岩手県紫波町に官民連携による都市整備事業を視察してまいりました。その中で、体育館や図書館、子育て応援支援センターなどがずっと整備をされていたわけなんです。上峰も今、御案内のとおり、イオン跡地の中心市街地活性化事業をうまくいくように、一生懸命努力をしてもらっているわけでありましてけれども、今、教育長言われました建てかえということであれば、私としてはその中心市街地活性化の中で武道館とか、あるいは体育館等をその中に組み込んで整備してもらえれば、これが一番いいんじゃないかというふうに考えます。今現在もこの武道館の利用については、年間延べ人数ですけれども、五千七、八百人の人が利用されているというデータが出ておりますけれども、これを建てかえで、今言う中心市街地にということになれば、その利用頻度はもっと高くなるんじゃないかと。そして今言うスポーツ推進の面でも大いに貢献するんじゃないかという思いがします。ですから、もし建てかえをということであれば、中心市街地の一角に組み込んでしてもらいたいというふうに考えますが、この件についていかがでしょうか。教育長でも町長でも、どちらでも結構ですが。

○教育長（野口敏雄君）

休憩をお願いできないでしょうか。

○議長（中山五雄君）

今、休憩のお願いが出ておりますが、ここで暫時休憩をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしということで、暫時休憩いたします。休憩。

午後 2 時 6 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

まず、執行部の答弁のほうからよろしくお願いします。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの武道館の建てかえの場所について、複合施設としての中心市街地での建設はどうかという御質問でございました。

武道館の建てかえ場所につきましては、幾つかの候補がございまして、私どもも建てかえの方向性を出した後、それについても協議をまだ行っているところではございます。もちろん、現武道館の立地場所での建てかえがありますし、その北側の部分のゲートボール場のところもあります。それから、中央公園というのも考えられます。中学校の部活動でも利用していますので、中学校の敷地から離れることについての御不安もあるかもしれませんが、近隣の中学校でもそういった学校は幾つもあります。お隣の北茂安でもそうですし、中原もそうですし、町内であれば、この場所については、建てかえますから云々ではなくて、もし武道館がというふうなことで、実は中学校の校長先生とも話はしているところでございます。

ただ、完全に絞られていない状況でしたので、休憩をいただいて、ちょっと検討していたところなんです。幾つもの場所が考えられるんですけども、実はさまざまな角度から検討を行っている中で、有力な候補地として絞られてきたのが、議員御指摘の中心市街地だったんです。あそこについてはサウンディング調査をしながら、いろんな民間業者のアイデアといいますか、お知恵をいただいているところだと思んですけども、私どもとしまして、最終決定というわけじゃないんですが、検討している中で、やっぱりどうしてもあそこが最有力候補として残ってきたものですから、実は本議会開会直前ではあったんですが、武蔵町長にこのことも検討の状況だと、現状だということを前置きして、中心市街地での建設、もちろんそこには武道館のみではなくて、バレーボールであるとか、体育センターが隣にありますから、体育センターの持っている機能のような卓球場、バレーボール、バスケット、

できれば、車いすバスケットであるとか、あるいはスイミング、町営プールもありますが、あそこも結構老朽化してきていますので、町営プールも含めた複合施設、言うならばスポーツコミュニティのような形で、中心市街地の一部にそういったものがないものではないかという御相談をしたところでした。今、ちょっと休憩をいただいたのは、そのことを町長にも確認をしないといけないと思いましたので、確認をして、今ここで答弁をさせていただいているところでした。

ただし、これは先ほども言いましたように、教育委員会でも検討しているところなのですが、最終決定ではないです。ただ、いろいろな案を検討していく中で、有力候補として絞られてきて、特に中心市街地であれば、早く御相談しないといけないということもあったものですから、そういう現状だということを御説明申し上げておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

教育委員会からの答弁がございましたので、当室といたしましても、可能な限り取り組みと支援体制の助力といったものはしようとは思っておりますが、中心市街地活性化事業におきましては、既に走り出しているところもございますので、前提となる要求水準内容の見直しであったり、あるいはこれまでの対話の状況、こういったものも十分考慮する必要が生じてくると思います。いずれにしても、さまざまな角度から十分検討する必要があるというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま教育長のほうから検討の途中でという話で答弁いただきました。確かにそうだと思います。ただ、先ほどちょっと触れましたように、利便性とか利用頻度を考えましたときには、そして建てかえる方向で検討という話も出ましたものですから、そういうやつを考えた場合合わせてみたら、やはり今の場所よりかは人が集まってくる場所、その中心市街地の一角にすれば、より利用頻度も上がろうし、そしてより町外からの方もおいでいただくというふうなことの相乗効果といいますか、プラスアルファが期待できるんじゃないかということで、あの地にどうかということでの希望的発言をしました。当然まだいろいろ私どももよく中身がわかってないから、どの程度までいっているかは言えないんですが、検討の途中であることは当然ですから、これから先もし検討する余地があればですね、十分検討していただいて、できますならば、繰り返しになりますが、一角に組み入れてもらったらベターじゃないかというふうに思っています。どうぞ今後とも関係機関で十分に検討いただきまして、できますならば、そのようになりますように希望して、この項は終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、スポーツを核とした地域振興について、質問要旨の1番、国も県も取り組むことを表明しているが、町としてどう考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

大川議員の質問事項4、スポーツを核とした地域振興について、質問要旨1、国も県も取り組むことを表明しているが、町としてどう考えるのかという御質問でございます。御答弁いたします。

県については、平成26年におおむね10年間を見据えた佐賀県スポーツ推進計画を策定しました。その施策の柱であるスポーツのユニバーサルデザイン化やスポーツによる地域の活性化については、本町におきましても既に具体的に取り組んでいるものがあります。例えば、施策項目の一つであるトップレベルの選手を間近に見て交流する機会を持つスポーツイベントを開催するについては、小、中学生を対象に、昨年12月、福岡ソフトバンクホークスの野球教室を開催いたしました。また、少年スポーツの場において、子供の心身の成長や発達段階に応じた活動としては、小学生を対象に講演や実技指導をサッカー協会主催による教室が開催されました。本町の少年スポーツ大会は、上峰町旗争奪少年野球、上峰町近圏少年剣道練成大会、ブレイザーズカップバレーボール大会等、かねてよりスポーツ振興宣言の町として、各種大会を誘致開催し、支援推進しているところです。スポーツを核とした地域のきずな一体感づくりとしては、町民体力づくり体育大会や大字別に行っているスポーツ大会等、スポーツを通じて地域の人々が交流を行っています。多様な体系の促進としては、友遊スポーツかみみねによるスポーツ吹き矢、ソフトバレー、ラージ卓球、ミニテニス等、さまざまなスポーツ教室を毎週行っています。今後につきましても、町体育協会とも連携を強め、上峰町を冠としたスポーツ大会の創設を見据えながら、スポーツに触れる多くの機会や町民の皆さんが気軽にスポーツを楽しめるような環境をつくるとともに、地域のきずなや一体感を深め、スポーツ人口の裾野の拡大や地域振興に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長の答弁いただきましたように、上峰町はスポーツ推進宣言の町であります。その意味合いから、いろんなスポーツ関係に積極的に取り組んで、また有名な選手に来ていただいて指導を受けるとか、そういう面でやられていることは十分承知しております。今回のこの件につきましても、そのスポーツ関係を主として、それからほかの産業にも波及させてですね、そしてそのつながりをつくりながら地域振興に結びつけたいということで知事が表明をされたわけなんです。先ほどもちょっと言いました8月15日の新聞の中においては、県が担うのは、スポーツ界と民間企業の仲立ち役だと、そして融合を図っていきたいということ

を表明されています。そしてそのことについては、これまた触れましたように、政府のほうもスポーツ界と他分野の融合を促す取り組みとして、本年度から6年間の地方創生第2期のまち・ひと・しごと創生基本方針に盛り込んでいるというのが紹介といたしますか、コメントされているわけなんです。だから、スポーツ推進でいろんなスポーツ関係の人をおいでいただくなりして、スポーツ振興、もちろん当然やっていかなくちゃならないと思います。加えて、今言う俗に言う民間活力といたしますか、ほかの産業との結びつきをやって、地域振興、町の振興に寄与するようにしていくということについて、町はどういうふうに受けとめて考えられるんだろうかということでお尋ねしているんです。その一つとして、先ほども質問のとき言いましたように、サッカー協会から申し入れあっていますよね。既にサウンディング市場調査を実施ということも行政報告で紹介がありますもんですから、もう既にそういう取り組みの一環をされているのかなという受けとめをしたもんですから、どういうふうにお考えになっているか、お聞きしているわけです。よろしくお願いします。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員のスポーツを核とした地域振興についてということで御質問にお答えしたいと思います。

今、御指摘ありました8月の県知事の発表であるとか、あるいはもとになっている国のまち・ひと・しごと地方創生基本方針、このベースになっているのが、平成26年度に10年間を見通して立てられたスポーツ推進計画ではなかろうかと思っています。今ちょうど中間期に来ているわけなんですね。後期に向けて、例えば、佐賀県であれば、どういうものをしていくかというのを11月を目途に具体を公表しますということを8月に発表されたという流れでございます。

施策の柱は2つでございます。1つは年齢とか性別、障害の有無に関係なく、誰もがそれぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる環境をつくるというスポーツのユニバーサルデザイン化、もう1つが世界レベルの国際大会まで含めて、県内でさまざまなスポーツ大会とかイベント等を開催して、県内外からの参加者と一体となって地域がにぎわう状況をつくるという、スポーツによる地域の活性化、この2つが大きな柱になっていると思います。これらは総論的には上峰町でも取り組むべき方向性だと認識しています。具体につきましては、11月に県が示しますので、連携できるものがあれば考えていきたいと思いますが、特にこの中で注目しておきたいのは、仕事や子育てが忙しい20代から50代層の方々、忙しい方々を対象にしたスポーツのUD化は私も所信表明で述べさせてもらいましたが、忙しい方にも何かスポーツできるような、集まって仲間づくりができるような、そういう機会と場所を提供できればと思っておりますので、そこを意識しながら、県の具体例も待っておきたいと思っているんですね。

それから、2番目の柱の佐賀の自然を活用しながら、例えば、レジャーであるとか、ス

スポーツ・ツーリズム等については、御当地のスポーツづくりといいますか、例えば、このスポーツを楽しむなら上峰とか、ゆえのものができれば、例えば、議員も御指摘ありました鎮西山周辺のもの、トレイルランをこたしも実施しましたが、トレイルランであるとか、あるいはトレッキングであるとか、サイクリングであるとか、そういったものができる可能性もあると思いますし、そういったところは創生室とも相談しながらとは思いますが、御当地スポーツづくりというのもまた考えていけるんじゃないかと思っております。

もちろん上峰から先行的に御提案することもあるかもしれませんが、11月には県のも出るということですから、今、教育委員会としては、その動きを見守っているという状況であります。総論としてはこの方向は取り込んでいきたいというところになります。人工芝のグラウンドの件につきましては、もちろんこの中のスポーツUD化あるいは地域活性化のほうにも両方にもまたがって関係はあるわけですが、それはそれとして御指摘のようにサウンディング調査しているところですので、その中で実現に向けては様子を見守っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

このことについては、ほんと申しわけないですが、市町の名前は忘れましたが、以前、何もない町だから、町おこしどうしようかというときに、今言う試合とかなんとか、本試合とかじゃなくて、その練習場としてのトラックを整備して、例えば、どこかの企業の選手が練習のためにおいでいただく、そこで練習をする。そしてそこに合宿所をつくって、合宿をしながら練習をしてもらうというふうなこと目的での整備をされたところが、今はもう合宿所ができた、今度は食事に関する店ができたというふうなことで、結構うまいぐあいに回って繁栄しているところが紹介がありました。そのことをすぐちょっと頭に浮かんだもんだから、そういうことも含めて、今言うスポーツを核としてのいろんな業種とのつながりをつくっていったら、本当、地域振興につながっていくなという思いがあって、どうお考えになるかということをお尋ねしてきたわけでありまして。このことも今おっしゃるように、11月に県が示しをされるならば、それを受けてでも結構ですので、でき得る限り町で取り組むような方向で考えてもらいたいということをお願いして、この第1項目は終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、鎮西山と連携させたスポーツ施設及び関連施設等の整備は考えられないか、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

大川議員の質問事項4、スポーツを核とした地域振興について、質問要旨2、鎮西山と連

携させたスポーツ施設及び関連施設等の整備は考えられないかという御質問でございます。
御答弁いたします。

本年5月、鎮西山におきまして、山頂へのウォーキングとトレイルランニング同時開催によるスポーツ交流イベントとして、第1回鎮西山ふれあいの森フェスタを開催いたしました。山頂では、記念撮影やラジオ体操、専門トレイルランによる日常生活のトレーニング講習を行いました。トレイルランニングでは、鎮西山ふもと駐車場を発着点として、鎮西山周辺を含めて駆けめぐるジュニア、ショート、ミドルの3種目を実施しました。また、ふもと駐車場周辺では、地元のモウソウ竹を活用して、全長100メートルに及ぶといを設置したそうめん流しやイノシシの肉等の飲食の無料提供も行いました。鎮西山は四季折々の豊かな自然に触れることができ、桜、ツバキ、ツツジ、アジサイ等の多くの草花をめでながら散策する楽しみがあります。今後につきましても、豊かな自然を生かした上峰町のおもてなしのレベルアップとスポーツを活用した特色ある地域づくりを推進し、スポーツによるまちづくりに取り組むたいと考えています。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

北部、大字堤地区にいろんなことでおじゃました折に、よく聞く話が、「南部のほうばかりようになって、北のほうはいっちゃんようならんやつかい。北のほうもどがんじやい、よかふうになるごとしてくれんばでけんばい」というお叱りの言葉を何回となく聞いてきた経緯もございました。そのこともいつも頭にあったこともあって、さっきも言いましたように、前回の質問とは真逆の発想で、あの北部地域をですね、この関係で整備をして、鎮西山との連携をとったらいんじゃないかというふうに考えて質問をさせてもらっているわけです。これが平成30年5月24日に、鎮西山の整備のイメージ図というのをいただいております。これを見た中でも、同じように都市部の方々がおいでもらうような魅力発信整備をやりたいということで、その中には宿泊施設とかいろんなやつも計画の中に組み込まれているようであります。それに加えて、さっきから言いましたように、道路のアクセスも結構いい感じがするものですから、町外からも結構おいでいただくようになりはしないかというようなこともあって、この地域を今度は遊休地の有効利用という意味で整備したらいいんじゃないかと、地域振興になるんじゃないかという気持ちでしたものですからね、そういうことでどうですかという意見を言わせてもらっているところであります。これもまた、いろいろと十分協議、検討しなくちゃならないことはわかっておりますので、今後とも十分検討をしてもらって、できますならば、そういうことで取り組んでもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

次のほうに進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の5番、町のイメージソングの活用について、質問要旨、町民の方々に親しんでもらい口ずさんでもらうために、どのように活用していくのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項5、町のイメージソングの活用について、要旨1に関して答弁をいたします。

昨年度、町内の楽曲制作者にイメージソングを制作していただきました。その後、楽曲の音源提供を求める方が数名おられましたので、提供を行ってございます。提供された音源は、高齢者福祉施設などで活用されている旨伺っております。また、町内の女性アンサンブルが楽曲制作者同意のもと、小、中学校の児童・生徒が歌唱、演奏できるよう編曲をいたしまして、コーラス用及び伴奏用の楽譜を提供する取り組みもなされてございます。当町でも、ウェブ上での再生、移住・定住促進の際の活用、電話の保留音などで活用できるよう、現在、検討を重ねているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、室長から紹介ありました、そのように利用されていることは結構なことだと思います。それに加えて、もっと皆さんが親しんでもらうようにやってもらいたいと思うわけです。そして、今言うように庁舎内でも流していいじゃないですか。またそして、イベントのときも流すなりして、せっかく皆さんが、ああ、いい曲だというふうに言ってもらっているから、お一人でも多くの方に覚えてもらい、歌ってもらいたいという気持ちがあるものですから、今後もいろんな場面を想定して取り組みをやってもらいたいと思います。よろしく願いしておきます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。3番原直弘君、どうぞ。

○3番（原 直弘君）

皆さんこんにちは。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて4点でございます。

まず1点目は、コミュニティバスについて質問を上げております。

コミュニティバスのらんかいについては本年の3月下旬より運行形態を変えられて運行されていますが、この運行形態の変更に伴い、多くの利用者から要望や意見があっておりますので、6月議会において早急な対応をお願いしたわけですが、要望の実施については上峰町地域公共交通活性化協議会において協議を行うとの回答をいただいておりますので、協

議会においてどのように対応をされることになったのか、お尋ねいたします。

2点目は、スタディクーポン事業について質問を上げております。

このスタディクーポン事業については、対象者が上峰中学校に就学する生徒だけに限定されておりましたので、上峰町外に就学する生徒を除外していることが不合理ではないかということで、さきの議会でも質問をしております。

以前の補充学習はオンライン補充学習として、上峰中学校の教室において行われていたため、対象者が上峰中学校の生徒に限定されていたことは当然の理解としてわかりますが、現在は学習塾、家庭教師、ピアノ教室、英会話教室、野球教室などの多様な経費が対象となっており、町外に就学する生徒もこの事業の対象である学校外教育を受けることができる状況となっております。町民の視点に立った視点から、町外に就学する生徒もスタディクーポン事業の対象者とするのが妥当だと考えておりますので、その点を踏まえて答弁をよろしくお願いいたします。

3点目は、中心市街地の再開発ということで、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて質問を上げております。

この中心市街地の再開発は、町の将来を大きく左右する重要な案件だと認識しております。しかし、重要な案件であることから、町の事務手続きがより慎重になり、事業のスケジュールが当初の予定よりおくられているものと思われます。しかし、イオン閉店に伴い、不便を感じておられる町民の方が大勢おられることも事実であり、できるだけ迅速に進めていただくこともあわせて重要だと思っております。

今回の議会にはイオン跡地に隣接する土地の購入費が補正予算として上程されており、事業の進捗に進展があったものと推測しておりましたが、午前中の同僚議員への答弁の中で、現在まだ詳しいことは言えないということでしたが、イオン跡地の無償譲渡に係る基本合意後のイオンとの条件整備についても進捗が起きていると思いますので、この点を含めて現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、答弁をよろしくお願いいたします。

4点目は、通学路の安全対策についてということで質問を上げております。

この通学路の安全対策については、通学路の危険箇所が多く存在することから、さきの議会でも早急に対応していただくようお願いをいたしました。執行部から夏休み期間中に通学路の合同点検並びに通学路安全推進会議を開催し、協議を行うとの回答を受けておりましたので、合同点検の内容及び本年度以降の安全対策をどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

以上4点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー、スクールバス）について、質問要旨の運行体制等に対する要望の実施について、執行部の答弁を求めま

す。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。原直弘議員の質問事項１、コミュニティバス（巡回バス、乗合タクシー、スクールバス）について、要旨１、運行体制等に対する要望の実施についてに関して答弁いたします。

運行体制に対する要望等については、これまで上峰町地域公共交通活性化協議会の中で協議を行っていく旨の御説明をしてまいりました。運行開始よりこれまでの実証期間中に巡回バス、乗合タクシー、スクールバス、それぞれの実態調査を行い、その中で調査結果が得られた内容について、６月、８月に開催をしました上峰町地域公共交通活性化協議会の中で協議を行いました。協議会の中で承認をいただきましたバス停の移設、１２時台の乗合タクシーの増便、指定施設の追加案件につきましては、現在、国土交通省に申請中でございます。

以上、原直弘議員の質問の答弁を終わります。

○３番（原 直弘君）

先ほど課長より答弁いただきました。その中で１つ、バス停追加案件ということでお話がありましたけど、そのバス停の追加ということは、箇所がわかれば教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの御質問のバス停の追加の場所ということでございます。

バス停の追加場所、乗合タクシーの指定施設になります。増設につきましては、要望の多かった国道３４号線沿いのはやぶさ整骨院が１カ所でございます。もう１カ所は水害時の自主避難所にもなっております屋形原の公民館、こちらのほうを追加申請しているところでございます。

以上でございます。

○３番（原 直弘君）

追加のバス停については承知いたしました。

ちなみに前回の答弁の中で駅への乗り入れ、私は吉野ヶ里町だとちょっと認識してたんですけど、中原町の中原駅でもあったかもしれないんですけど、その点について詳しく教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの原直弘議員の町外への乗り入れの件についての御質問かと思っております。

町外の乗り入れにつきましては、現在、吉野ヶ里町の担当課、コミュニティバスの担当課のほうと協議を進めていくことで確認をしているところでございます。

以上でございます。

○３番（原 直弘君）

先ほど吉野ヶ里町という話が出ましたので、私も聞くところによると、吉野ヶ里町においても、実際、上峰町の商業施設や病院などに乗り入れしたいという要望があっているということでもちょっとお聞きしております。その辺は担当課で承知していらっしゃるのか。

と、もう一つが、乗り入れの要望がお互いの町が持っていれば、調整のハードルはそんなに高くないのかなと思っているんですけど、乗り入れをするに当たり、どのような協議が出ているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの原直弘議員の御質問の吉野ヶ里町の要望について把握しているのかという点でございます。

こちらについては、吉野ヶ里町の担当の部署でございますところで、そういう上峰町に乗り入れをしたいという要望があっているということで確認をしております。

協議の内容につきましてですが、まだそちらの詳細については決まっておりません。これから日程を調整してということになります。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、乗り入れについては吉野ヶ里町との協議を進めていくという話だったんですけど、その協議の中で、多分、陸運事務所とかそういう分と、あと、どちらとの町内でもタクシー業者との話も出てくるのかと思いますけど、こういった案件が出てきているのか、今知っている情報についてよろしいんですけど、お伺いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの御質問の協議の中で陸運支局等に登録が必要になるかということでございます。また、協議の内容はということでございますが、今後、乗り入れについてお互いの協議会の中で協議を進めていく中で、決定事項ができれば国の陸運支局のほうに登録を申請することになるかと思えます。

協議の内容ですが、まだそちらも詳細については固まっておりますので、今後、協議を進めていくこととなります。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

駅への乗り入れというか、町相互間の乗り入れについては皆さん要望が多々あると思いますので、できるだけ乗り入れができますよう前向きに、両者、町間ではありますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

もう一つですね、今、実際、乗合タクシーが結構午前中は利用増があるということで、乗車がちょっとできない状況に至っているという話もお聞きしたんですけど、その状況とその対応についてお尋ねしたいと思えます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの乗合タクシーの利用が多い場合の対応についてという御質問だと思います。

ただいま乗合タクシーにつきましては利用者が多く、乗合タクシー2台が満席となったときにつきましては、予備の登録車両を用意してございます。そちらのほうを配車することで、予約をされた方については乗れないというようなことがないような状況をつくっているところでございます。

今後につきましては、利用者の数についても状況を見ていくことが必要かと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

先ほど予備の車両にてということで回答がありましたけど、その予備の車両というのは、今、吉野ヶ里タクシーが受託されていますけど、タクシーの運行ということで考えてよろしいですか。

それともう一つ、その予備のタクシーを使うに当たって、費用が町のほうから追加で発生するかどうか、お尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの原議員の予備の車両についての対応での質問かと思っております。

予備の車両の対応につきましては、吉野ヶ里観光タクシーさんのほうに依頼をしているところでございます。費用についてはその分、予備についてはまた臨時で発生する費用になりますので、実績に応じて支払いが生じるものでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、吉野ヶ里観光タクシーが予備の車両を運行されるということで承知しました。そしてまた、それに伴う費用が発生するというで承知しましたが、今後ですね、今は多分、聞くところによると、午前中が相当多くて、午後が利用者は大分減るという形になっておりますので、多分、乗合タクシーの台数をふやすまでには至らないと思いますが、将来的に午後でもそういう運行状態であったならば、実際、予備の車両を運行するよりも安くつくなら、乗合タクシーの台数をふやすこともあり得るのかどうか、お伺いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの原議員の午前中の利用者が多く、費用対効果というか、そちらのほうの御質問かと思えます。

今後につきましては、今現在、5カ月ぐらいの運行となっております。1年ぐらい利用者の状況を見まして、予備の車両を出したほうがいいのか、それとも台数をふやすことを考えるべきなのか、そちらについても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

どちらとも費用が発生すると思いますので、その点については費用対効果を改めて深く精査して対応していただきたいと思います。

1つ、この場をかりてお礼というか、ちょっと一言申し上げたいと思いますので、今回、通学バスにおいて、子供さんの父兄から、大変満員時に、低学年の方だったんですけど、困っているということが相談がありました。その中で、そしたら私も状況を確認するということで確認したところ、もう既に役場の担当課のほうにその話が行っておりまして、江島課長が現状把握のため、数日間、通学バスに乗られて、早急にその解消案の一つとして、かばんを置く棚を設置されたということで、大変感謝されたということで、一言ここで申し上げるとともに、このような対応の一つ一つが住民の方からの信頼される行政の本来の姿だと考えますので、今後とも町民の視点に立った対応を引き続きお願いしたいと思います。

これをもちましてこの質問は終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、スタディクーポン事業について、質問要旨、上峰中学校以外に就学する生徒を事業の対象から除外していることについて、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員の質問事項の2、スタディクーポン事業についての要旨1、上峰中学校以外に就学する生徒を事業の対象から除外していることについてという御質問についてお答えをいたします。

スタディクーポン事業とは、正式な事業名を上峰中学校放課後補充学習事業と申します。さきの議会でも御案内いたしましたとおり、個人への補助事業ではなく、上峰町立上峰中学校の魅力を高めることを目的とした教育施策でございます。

事業の実施においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、教育委員会の職務権限により教育委員会の所管に属する学校、すなわち上峰町立上峰中学校への取り組みとして、上峰中学校の魅力を高めることを目的とした教育施策として実施しております。

よって、上峰中学校以外に就学する生徒を事業の対象から除外しているということではなく、上峰町教育委員会として上峰町立上峰中学校の魅力を高めることを目的とした教育施策を実施しているものでございます。

議員の御質問である上峰町在住の生徒全員を対象にした事業の場合、教育施策ではなく、子育て支援施策になると考えてございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今説明をされましたが、まず、町外に就学する生徒、中学生なんですけど、これは1年、2年、3年ごとに教えていただいてよろしいですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より、町外への中学校に就学する生徒、1年生、2年生、3年生ごとということでございます。1年生が6名、2年生が6名、3年生が7名でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、課長のほうからクーポン事業については上峰中学校の魅力を高める施策ということで答弁があったと思いますけど、まず、今手元に上峰スタディクーポン提供事業の実施要綱を持っておりまして、この要綱については実際、町立中学校、上峰中学校ということで挙げておられますが、生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供し、放課後を活用した学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室、出稽古における学校がサービスの利用に係る経費の助成ということであっておりますけど、これ全体が中学校の魅力を高める施策ということで理解してよろしいですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御紹介のとおりで、上峰中学校でそういう取り組みをしているということで魅力を発信しているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今回、上峰中学校、町外に就学する生徒・児童の補助金として、上峰町の学校給食費補助金と、あと上峰町の英語検定料補助金というのがございます。この2つについては、実際町外に就学する生徒・児童も含まれておりますけど、これは子育て支援事業になるのかどうか。この3つの事業の違いはどこにあるのか、教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御質問の補助事業ですね。英語の検定料の補助と学校給食費の補助でございます。両方とも補助事業として、子育て支援、保護者の皆様の負担を軽減するもの、特に、上峰町学校給食費補助金は目的の中で保護者の教育費の負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援することを目的として補助金を創設しております。

また、英語の検定補助におきましても、受検機会の拡大を目指し、もって児童・生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受検する児童・生徒の保護者に対して、予算の範囲内において上峰町英語検定料補助金を交付するというところで支援をしているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

この補助金要綱等にうたっていることはそのとおりでしょうが、今回、行政の立場から見たのはそういう目線だと思いますけど、実際、逆の立場ですね。児童・生徒及びその父兄の方から見て、どうしてその違いをもって町外に就学する生徒を1つだけ除外するのかというところがなかなか理解できないと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員御承知おきかもしれませんが、先ほど申しました英語検定及び給食は補助事業でございます。それに対してスタディクーポン、上峰町の放課後補助事業は上峰中学校への教育施策でございますので、事業の趣旨、たてつけが異なるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○3番（原 直弘君）

その施策自体の目的の趣旨はわかりますが、先ほど町外に就学する生徒ということの、このクーポン事業に類するのが子育て支援施策に係るものじゃないかという答弁をいただきましたけど、その子育て支援施策に係る目線からは町外に就学する生徒をそのクーポン事業と同じような、同等な施策で救い上げるというか、対象となすことはできないでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

中高一貫校でありますとか、県立・私立高校の増加、一般論として、進学や就学の選択肢が広がるということは生徒や保護者にとってみて、みずからの能力や特性を伸長したり、あるいはキャリアアップ、将来の夢を実現させるという面においては非常に有効であると認識しています。ただ、その背景として、文部科学省も都道府県教育委員会も言っておりますが、受検競争の低年齢化を防ぐというために、選抜に当たっては学力検査は実施しない、適性検査で行うというような縛りも与えているところでございます。

また、市町立の中学校を含め、それぞれの学校が、いろんな種類の学校がふえたことによって、切磋琢磨をして、それぞれの学校の特色をつくって、魅力ある学校づくりに努めていくようにというのが国、都道府県の狙いでもあるわけでございます。したがって、県立、私立、市町立問わず、どの学校も自分の学校の魅力づくりに取り組んでいるところでございます。

上峰小、中学校の場合は、上峰町教育委員会が責任を持って、その小、中学校の魅力づくり、特色づくりに手助けをする、支援をする、時には指導するということが法的にも定められているところでありますので、その上峰中学校の学力向上、あるいは上峰中学校の放課後の充実した活用であるとか、キャリアアップを図るとかいうようなところを狙っての今回のこの事業でございます。

したがって、議員御指摘のように、上峰中学校以外の学校を選択して就学していった

子供たち、保護者にとってみれば、そこまで何らかの教育支援をとということにはちょっと至らないわけでありまして、全体、上峰在住であれば全員をとということになれば、先ほど事務局長が言いましたように、子育て支援施策になってまいりますので、別の施策を立ち上げるということになってくるだろうというふうに思っているところでございます。

先ほど各学校が切磋琢磨をして特色づくりと言いましたけれども、おおむね在学の1割から多いところでは3割という学校もありますが、自分の市町立の学校に行かずに、町外の県立や私立に行くという学校もあったりもします。ただ、上峰中学校の場合は、ここ——私が知る限りにおいてはこの4年間ですけれども、町外への就学者が年々減っておりまして、先ほど数字を言いましたけれども、これはもう7%ぐらいになっています。

これは上峰中学校の努力もあります。学校の努力と、そして、町の教育施策の成果ではないかと思っています。学校の努力は先生方の授業改善の努力であったり、生徒指導上の問題であったり、子供たちとともに、子供に自主性を与えながらやっていくという、そして、PTAとの連携による子供たちを見守り成長させるという御努力、そして、教育施策は町外にない上峰町独自の、例えば、オンラインの英会話であったり、国際交流であったり、ICTの機器の充実であったり、それから、スクールカウンセラーの町費による相談時間の確保であったり、特別支援教育の支援員であったり、町費講師、他市町には余りないものが非常に充実している。それをもって上峰中学校は県内でも唯一の完全複数担任制というのを引いています。全ての学級に複数の先生方がかかわっていく、道徳や学活にも複数で当たるという、非常に県内でも珍しい教育実践を展開しています。

そういったことで学力も向上の兆しが見えていますし、いじめや問題行動も少ない落ちついた学校として今評価を受けながら、町外への就学者が減ってきているという状況もございます。先ほど言いました施策の成果ということもございますので、今後も上峰中学校、小学校の特色づくりのために上峰町教育委員会としては力を尽くしてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今私が聞いたのは子育て支援施策になるということだったので、その施策をどうにかならないかと。その減ってる減ってないの問題じゃないわけですね。そういうことでの答弁をいただきましたので、子育て支援施策に係る町外に就学される人をそっちのほうで何とかならないかという話をしたのであって、そういう問いに沿った答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

原議員からの子育て支援の施策の立ち上げについての答弁をとということでございましたが、そうなりますと、教育委員会というのは、これも事務局長、先ほど一例を挙げましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて業務執行しておりまして、その中の一

つに、教育委員会は所管学校の設置学校の教育指導、教育施策、教育設備の充実を図ることがございますので、それに基づいた業務執行をしております。子育て支援全般となりますと、教育委員会の所管ではないということで御了承いただきたいと思います。しております。

○町長（武廣勇平君）

教育施策と子育て支援策、現金を給付事業についても、分配する場合においても、濃淡があるということで、教育施策に軸を置いた子育て支援ということで教育委員会が答弁しておる中での御質疑かというふうに理解しております。

今、教育委員会が答弁したように、教育エリート校化している中高一貫の公立学校、これは非常に問題に今なっております、学力検査、適性検査、実質的な学力検査を仄聞するところによるとやっているという現状がありながら、これは適性検査だという理解にあるようであります。その中で多くの習熟度の高い学生がそうした学校に行ってしまうという状況。教育委員会としては、文科省も公平、平等に取り扱うようにというふうな現状で言っている中で、各市町の学校にもうちちょっと魅力をしっかりつくっていくということが教育委員会としては使命であり、学校教育法に基づいて所掌する上峰小学校、中学校にしっかりそういう拠点をつくっていくことを目標としたこういう教育施策だという位置づけです。もちろん、補助をする以上は家計を補助するという意味にもとられますので、子育て支援として位置づけ直せという御指摘はあるかと思いますが、現在のところは教育施策として位置づけているところです。

今、これを子育て支援策とみなすことができないかという質疑に対しては、ほかのいろんな事業も鑑みる必要があると思います。例えば、オンライン英会話事業は、小学生に対象しておりますが、小学生で小中一貫、町外の学校に行っている子供もいらっしゃるという状況です。そうした子供に対しても、オンライン上ですから、オンライン教育を受けさせなきゃ、その事業の平等性といいますか、そうしたところが図れないんじゃないかというふうにお聞きして思ったところです。

いずれにしても、小学校、中学校が魅力的になることで、公立小、中学校に行かなくても、上峰町で学び、ふるさと感じ、そして、ふるさとにいずれ何らかの恩返しをしたいという思いをしっかりと育てていくような環境は維持していきたいし、今後とも教育施策としてはしっかり考えて、この事業については教育施策に考えたいという教育委員会の御意見だったというふうに理解しております。

よって、すぐさま全ての事業を教育施策として実行している事業を子育て支援というふうに新たに組み直して、町外の学校に入学して通学されている人たちに事業として起こしていくということを現在では整理しなければ考えられないんじゃないかなというふうに思います。もちろん、オンライン英会話だけでなく、いろんな事業が、今思いつくだけでもオンライン英会話がありましたけれども、いろんな事業が上峰小、中学校の生徒に向けた特徴のある事

業として行われているものがあると思いますので、そうしたことも対象幅を変えるということなど、大変、何と申しますかね、大きな作業が必要になると恐らく教育委員会も直感されて先ほどのような答弁になったものだというふうに御理解いただければと思います。

○3番（原 直弘君）

今、町長のほうからオンライン英会話のことを含めて、子育て支援策ということでちょっとお話があったんですけど、実際、執行として全部が全部できるわけじゃないと思うんですよ。一つ一つやっていって、最終的にどういう方向に持っていくかということでも大切だと思うんですけど、その点、実際、考え方として、地方自治法の中で、住民はその属する自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有すると。そういうことからして、一つ一つ、こういう課題が出てきたときに、解決するののも一つのやり方ではないかというふうに思います。

だから、私は、ちょっと教育長が先ほどスタディクーポン事業に関して答弁されましたけど、その前に課長のほうから子育て支援策じゃないかということで答弁を受けましたので、その発言をした中で、教育所管じゃないということであれば、その子育て支援に際して、どこの所管がするのか。それをそしたらどうやってそういう平等性というか、ひとしく受ける権利をできるだけなくすような方向に持っていくのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

恐らく子育て支援となりますと町長部局の課題になると思いますので、私のほうで御答弁を申し上げますが、私の考え方でいくと、やはり教育施策である以上——教育施策か子育て支援策か、この点をしっかりと整理はしなきゃいけないだろうなというふうに思います。軸をどっちに置いているかということ。

そして、教育施策については、我々としては上峰小、中学校に行かれる方に環境を整えるという責任があると思います。そして、その教育環境が町外に、あるいは進学校に、いわゆる私立の学校に行かれていての方について不平等じゃないかと言われたときには、教育施策か子育て支援策かの、すなわち対象は子供なのか、保護者さんに渡すのか、ここで分類し、教育施策であれば、それはわざわざそういう環境がある上峰小、中学校を選ばずに進学校であつたり、他の公立学校に入学されてる、通学されてるということで、知ってて行かれたということになるんじゃないか。我々はそういうふうに学校外に通学される方に対して、上峰小、中学校で十分学べる、上峰小、中学校はすばらしい環境だということをしっかりと組み立てて学校をつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

よって、昨今では小、中学校を統一しながら、一貫校を小、中学校でつくっている自治体もありますし、そういった取り組みも文科省の新たな施策の一つだということで理解しているところでございます。

○3番（原 直弘君）

今、町長の話を知ると、上峰を選ばなかった、そういう施策を知ってて行かれたということとでちょっとこう理解したんですけど、実際、そういう考えじゃなくて、町民の視点に立ってどうなのかというのがちょっと一番じゃないかということで思っております。あくまで平等性というか、そういう合理性に欠けたのは違う施策というか、同じような施策でもいいんですけど、その辺は協議の場を、こういう問題があるということで認識したときにどうなのかということで具体的に話し合うべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

もちろん、一つの事業としてはそういう視点もあると思います。大変いい議論だと思うので、ここであえて申し上げたいです。教育がどうあるべきかについては教育長がお話申されと思いますが、私はそういった視点はもちろんだが、やはり教育における社会問題の解決はしていかなきゃいけないと。要するに、エリート進学校かのように振る舞う公立一貫校の問題はすごく社会的にも顕在化していて、これが偏差値教育を助長していると。すなわち、市町の学校がしっかりと努力をしながら、進学校に行かずとも、公立に行かずとも、環境をしっかりとつくっていく視点で協議することも一つの視点として必要ではないかと思っています。ところでございます。

後ほど答弁は教育長が行います。

○教育長（野口敏雄君）

先ほども少し触れましたけれども、子供たちや保護者にとって進学、就学するに当たって、選択肢が広がっているという現状の日本の状況というのは、一面では、先ほど言いましたように、能力の開花であるとか、個性の伸長であるとか、将来の夢実現に向けて非常に有効なものであると思っています。ただ一面では、先ほどは文科省等の受検戦争の低年齢化を防ぐための施策も講じられているということでしたが、実際上はなかなかそうはいっていないのが実情でもございます。小学生のうちから適性検査向けの勉強をしたり、塾に通ったりとかいうのは実際問題として出てきています。

私たちはやはり上峰町が設置した上峰小、中学校に行ってほしいし、そこで力を伸ばしてほしいし、人間的な人格の完成を果たしてほしいと切に願うものであります。しかし、先ほど言いましたように、選択肢がありますから、保護者や生徒自身が考えて、自分にはこっちが合っているんじゃないか、行ってみたい、ここで試してみたいという選択そのものを否定するものではありません。それはその人たちの生徒及び保護者の御判断で、そして、応援もしたいと思うところでありますが、直接私たちが責任を持って充実させなくちゃいけないのは上峰町立の学校でございます。

これが仮に、これは毎年、年度末の3月の中盤以降になると、どの市町でも、どの学校でも心配してあるのが学級数の減であります。教職員の定数は学級数によって配置されますから、学級が1つ減れば1人ないし2人の先生が減るという状況になりますから、先ほど自分

の市町から違う市町に就学する率を1割から3割と幅広く言いましたけれども、多い学校では1学級から2学級が減るという学校もあるわけなんですね。そういうことになってきますと、自分たちの町の学校の存続にも危ぶまれてきますし、教育の充実性というのも少し質が低下するという心配も出てきます。そういった意味では、毎年毎年、町外の就学、選んでいいんだけど、できるだけ残るように、魅力をもっともっと町内につくっていこうということは当然学校とともに果たしていかなくちゃいけない使命だろうと思っているところでございます。そういったところで、今後とも施策を充実させながら、上峰中学校の生徒数の減少を食い止めていきたいとも思っているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

ちょっと教育長のほうからお話がありましたけど、ちょっと今、子育て支援施策になるということでの討論をもうちょっと、ある程度、町長としたわけなんですよ。それで、子育て支援施策になると町長所管ということで、今後、これも含めた中で具体的に協議を部署内でしていただくということをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

先ほど、繰り返しになりますが、ほかの事業もあわせて、しっかり検討をしていきたいと思っております。

○3番（原 直弘君）

これは町長の口から検討ということでの話がありましたけど、議場内において検討というのはなかなか実施がされない方向ということで、ちょっと諸先輩の議員さんからも教えていただいておりますけど、実施に向けて、とにかくいち早く一つ一つの案件を実施に向けてしていただきたいと思います。

一つ、ちょっとまたクーポン事業の実施要綱を今持ち合わせているんですけど、実施主体がチャンス・フォー・チルドレンということで、ここに委託をして行うものとされているんですけど、実際、要綱等でこの業者を指定するというか、それについては全然法的というか、抵触しないんですかね。ちょっと私の質疑のほうから若干外れるんですけど、クーポン事業の関連ということで伺います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員に御紹介させていただきます。

議員お手持ちの実施要綱は、この放課後児童の契約に基づいて、契約は上峰町とチャンス・フォー・チルドレンでしてございます。チャンス・フォー・チルドレンが参画事業者と申します塾であるとか習い事、そことやりとりをするための実施要綱、要領を作成してございます。その説明でございますので、そのときに受託業者がチャンス・フォー・チルドレンという名称を使って、それをもって、その他の参画事業者へ御案内をした。そういうとき

の要綱、要領でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（原 直弘君）

この件についてちょっと余り長くはしたくないんですけど、実際、これについてはチャンス・フォー・チルドレンが随契で契約されることになっていると思いますけど、実際、要綱で、ずっと施行については平成30年7月23日から施行するということになっていますけど、実際、委託先をこうやって限定をずっとするというものについて何か法に抵触することがないかということでもちょっとお尋ねしているんですけど。実際、長期の継続契約というのは複数年にまたがって契約できると思うんですけど、この実施要綱だけでそういったものができるのかなということでもちょっとここは疑問がありましたので、教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御質問は、お手持ちの平成30年7月から実施要綱、チャンス・フォー・チルドレン、それは事業者との要綱であるということをお説明させていただきました。

なお、契約につきましては、プロポーザル方式という上峰町のホームページで、全国へこういう事業をやっていらっしゃる方々へ募集をかけ、そこで審査、決定した後、プロポーザルは随意契約となりますので、契約手法は随意契約ということで契約してございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、事務局長がおっしゃられたのは、プロポーザル方式は学校外教育サービスに係る業者なんですよ。私が申したいのは、その運営というか、委託元、上峰町が直接チャンス・フォー・チルドレンと委託契約を結ぶわけじゃないんですか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

繰り返しになりますが、上峰町はチャンス・フォー・チルドレンと委託契約をしております。

お手元にお持ちの分は、チャンス・フォー・チルドレンが参画事業者とやりとりをするときの要綱でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

実際この実施要綱は、チャンス・フォー・チルドレンと学校外教育サービスのやりとりをする要綱ということで今理解しましたが、上峰町が実際、チャンス・フォー・チルドレンということで指定をずっとされているんですよ。そういったのがちょっと大丈夫じゃないけど、抵触しないのかなということで聞いているんですけど。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

少し誤解というか、説明不足があれば、御理解いただければと思いますが、まず、上峰町

はプロポーザルで募集をして、チャンス・フォー・チルドレンと契約をいたしました。で、塾であるとか、それから、習い事であることを私ども先ほど参画事業者と申しましたが、塾であるとか習い事、それぞれの事業者のことを参画事業者と称しております。

よって、契約は上峰町とチャンス・フォー・チルドレンが随意契約を行ってございます。
以上です。

○3番（原 直弘君）

この文言を読みますと、本事業の事業主体は上峰町とする。ただし、事業の運營業務は公営社団法人チャンス・フォー・チルドレンに委託して行うということでの文言があるので、そういうのを多分、この文言でずっと、プロポーザル方式にしてもチャンス・フォー・チルドレンに、この実施要綱をもとにして契約してあると思うんで、それがここだけとなるとちょっと問題じゃないのかなということで質問しているわけですね。その点について伺います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

少し誤解があれば、御理解いただければと思います。

実施要綱が先にあるわけではございません。プロポーザルでこういう事業をやりたいということで求めたときに、チャンス・フォー・チルドレンが応募していただいて、審査の後、チャンス・フォー・チルドレンと契約をいたしました。その後、チャンス・フォー・チルドレンと参画事業者とのやりとりに係る要綱を作成したという流れでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

私が言いたいのは、初めはプロポーザル方式でしたにしろ、年度をまたいで契約が可能かどうかですね。それをもって——年度年度で、毎年プロポーザル方式でチャンス・フォー・チルドレンに決まったのなら理解できますが、長期継続契約でもないのに、一番初めのプロポーザル方式で決まった相手さん側と複数年にわたって次の年も次の年も契約するのは何かの法に抵触するのではないか、されないんじゃないかということでお伺いしているんですよ。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変失礼をいたしました。理解をいたしました。今年度の契約についてということで、今年度が随意契約をしているということでの御質問かというふうに承知をいたしました。

こちらにつきましては、地方自治法によって、初年度の実績がある、また入札に付することのない、そういうやり方を持っている業者さんということで、引き続きこのチャンス・フォー・チルドレンに随意契約で契約をしているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

随契で契約するのはわかるんですよ、そのノウハウを持っておられて。この要綱自体に名前を限定することに対してどうなのかという質問ですよ。これが通ると、こういう実施要綱の中に持っておられると、ずっと相手さん決まった中で、実際複数年でほかの参画業者があり得ないと。ノウハウを持っておられるので1社しかないかと思うんですけど、通常のはちょっとこういうのはあり得ないかなと思うんですよ。この辺はちょっと私も調べますが、そちらのほうもちょっと調べていただくようお願いしてよろしいですか。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。

○町長（武廣勇平君）

議員から御指摘いただきましたことについて、ようやく理解ができました。要するに、今年度の随意契約がチャンス・フォー・チルドレンありきで決まっていたのではないか、この要綱のせいで競争環境を阻害したのではないかという御指摘ではなく、今後、チャンス・フォー・チルドレンが、名前がこの要綱上あることで、公平な入札環境がつくれているのかという御指摘だと思います。恐らくこれについては、わかりませんけども、詳しいことは、教育委員会が実績のあるチャンス・フォー・チルドレンとの交渉の中で他の自治体で使われていることを例示し行っているものと思っておりますけれども、大事なのは公平なプロセスとオープンな環境だということで考えますと、しっかりと不適切な部分があれば改める必要がありますし、もしこれが適切な形で理解された上でつくられたものであるとすれば、皆様方にお示ししていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、質問要旨、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原議員の質問事項3、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、要旨1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

現在、進捗状況としましては、競争的対話を継続しておりますが、与条件の整理をしている段階と御理解いただければ幸いです。

その中で、与条件を解消した上で、本町においては基本協定の締結、事業契約の仮契約を経た上で、本契約のための議会での議決が必要になってまいります。また、民間事業所におけるスケジュール感においても、会社内におきまして、例えば、取締役会の決議等、こう

いったものが必要になるのではないのかというふうに考えております。ですので、双方での手続というものがスケジュール感としては必要になってくるというふうに考えてございます。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、4時25分まで休憩。

午後4時8分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

1つ訂正をお願いします。16時25分までとしていましたが、都合により16時30分まで休憩としましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問を再開いたします。

○3番（原 直弘君）

先ほど課長のほうから答弁いただきましたが、1つ、イオンの無償譲渡についてお聞きしたいと思いますが、イオンとは基本合意をなされていて、3月議会において事務レベルの作業を、協議を行っているということでの回答を得ましたが、今現在どのような形で進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

イオン九州株式会社との協議についての進捗に関しての御質疑かというふうに認識してございます。

イオン九州株式会社のほうとも継続的に事務的な話を進めているところでございます。もちろん移転時期であったり、移転手法であったり、そういったものに関しても鋭意話を進めておりますが、イオン九州株式会社においても、いわゆるPFI事業におきます民間候補事業者等と同じように、イオン九州株式会社も民間事業者でございますので、最終的な意思決定というのは、また取締役会等で決議をなされることかというふうに思っております。これに関してもイオン九州株式会社と肅々と進めている状況かというふうに御理解いただければ幸いでございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと今回の中心市街地活性化事業のスケジュールにおいて、ちょっと1つ疑問がある

んですが、実際スケジュールとして2月22日から競争的対話が始まって、5月17日に提案者の受け付け終了となっております。この間、3カ月ですね。その3カ月後に事業者からのプレゼンテーションが行われて今に至っておりますけど、その疑問が、通常、企業が提案書の提出する際には、先ほど同僚議員からの質問の解答でしたけど、採算等を今考えているということでのお話があったと思いますけど、採算等も考えて提案して、そのプレゼンテーションに臨んだんじゃないかということで理解しておりましたけど、どうして今のようなおくれた要因になったのかというのをちょっと御説明いただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

提案事業者がまずございます。提案事業者と私どもは対話をずっと続けているわけなんですけれども、提案事業者が全てを賄うということではないんですね。というのは、商業施設等のテナントに入る民間事業者さんもおられるわけです。ですので、私が先ほど申し上げたのはテナント入居意向の企業さんにおかれましても、出店意向を確認するという必要がございます。ですので、それぞれの会社で稟議も必要になってまいりますし、その際に、例えば、幾らで入ってこれるんだというような調整も当然PFI候補事業者さんとかがされるわけですよ。ですので、あとは工事負担区分とかも、例えば、どういう状況で入ってこられるのか、内装まで誰がやるんだとか、出店される事業者さんが持ってくれるのかとか、そういったことも企業の投資に対して、リターンがどうかを見きわめる、こういう要因が必要になってくるということです。

ですので、その取りまとめの事業者さんだけではなくて、出店意向がある事業者さんというのがいっぱいおられますので、そういうところが出てくるに当たって、ペイするのかペイしないのかという判断をするわけなんです。ですので、そういったところで見きわめるのに時間を要しているというようなことでございますので、そのところは御理解に相違がなきようお願いしたいというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

そしたら、そういう流れであったならば、必然的にスケジュールがあって、それに基づいてずっと進んできたわけなんですけど、実際、プレゼンテーションの前の競争的対話においてそういうのが向こうから事前に知らされていたならば、プレゼンテーションをそれを含めて、後に持っていったほうが、私たちの理解も得られやすかったんじゃないかと思うんですけど、その点についてお聞きします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

事業的な手法の件かと思っております。募集要項のやり方とか、そういった点かとも思っておりますけれども、実際、ほかの自治体とかでは、例えば、募集を開始してから1年半ぐらいあけたりとかいうところもございます。ですが、私どものほうでは要求水準書の中である程度こういったものが欲しいとか、こういうものを設置できるかとかいうような形でして

きた経緯がございますので、P F I やる場合において一番雑——雑と言っちゃいけないんですけども、通常そういうやり方として、まず、土地があります。そこで何かしたいんですけど、何かありませんかというような民間に投げかけるやり方というのは結構多いんですよ。

ですので、そういう企画からずっとやるので長い期間を設ける場合があるんですけども、今回、私どものほうの要求水準書はかなりちょっといろんなものを様態を絞ったところで御提案差し上げておりますので、まず、その検討幅がそこまでなくていいんじゃないかというようなこともございました。ですので、そういったところで募集要項をかけておりますので、どのやり方が一様にいい悪いということではないですけども、そういった趣旨で募集をかけたということで御理解いただければというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

先ほどの説明、ちょっと今さらいろいろそういうことに対して問答しても、なかなかちょっと先にいかないの、それについては理解いたしました。

ちょっともう一つ、解体費用についての町の負担について、ちょっとお伺いしたいんですけど、町では解体費用を約10億円ということで以前試算されているようだったんですけど、3月議会において、町の支払いが公共として入る部分に関して対価が生じるとの回答がありましたので、解体費用に係る10億円程度の負担がどこにどのようになるのかというものと、あと実際、中心市街地では集合住宅が建てられるような計画になっておりますので、それも将来的には町営となるような形に進んでいくのかなと思っていますので、その辺の費用の負担の考え方をお示ししていただきたいなということで思っております。

もう一つ、今、2つ以外に町負担が生じるのが、公共として入る部分の対価ということじゃなくて、それ以外に何か施設的にあるのかどうかをちょっとお伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに、以前に議会向けに御説明した——全員協議会でしたかね、昨年したときに、そういった御説明をしたことを記憶してございます。ですが、公民の負担に関してなんですけど、ここの公民の負担というのはまさにリスク分担というところなんですね。ですので、ここをまたさらに今、対話の中でもんでいるところでございます。ですので、この割合をどうするかというのは、今まさに議員御指摘のとおり、非常に大きな問題でございますので、このところを候補事業者さんあたりと検討を重ねているというような状況かというふうに御理解いただければと思います。

それとあと、町営住宅の負担ということでございますけれども、ここのところに関しても、基本的には家賃の設定とかが出てくるわけですね、実際住まわれる方の。そういったところもございまして、ちょっと一口に今、どうという形でちょっとお答えはできかねるというふうに御理解いただければというふうに思っております。

それとあともう一点、済みません。あと、それに附帯するような施設ということでござい

ましたけども、過去にもちょっとお話をしたように、例えば、ブックアンドカフェであったり、健康増進施設であったり、あと子育て支援施設であったり、あとメディアテークと言われるようなもの、こういったものを今検討した中で、要求水準書の中に織り交ぜたところで鋭意対話を重ねているという状況でございますので、そういった御理解をいただければ幸いかというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

とにかく大きな費用が生じる案件でございますので、できるだけ早く、この案件に関しては当然議会の議決も必要なんで、よろしかったらある程度煮詰まった段階で全員協議会なりに諮っていただいて、議会がスムーズにいくような形でお願いしたいと思います。

先ほど、ちょっと同僚議員のほうから道路冠水についてお話があったと思うんですけど、今回、外記のため池に流入する流量ですね。その分が今回の中心市街地の開発によって、今よりちょっと大きくなるんじゃないかと思っております。

そこで、1つ改善策として、先ほど構造物のお話が出ましたが、1回、外記のため池が結構以前と比べて、土砂等の流入で土砂が堆積している状態で貯水量が相当減っていると思うんですよ。あそこで1回、貯水することによって、下の被害が若干でも少なくなるのかなと思うので、その辺も含めて中心市街地の中でちょっと検討をしていただけないだろうかということで、先ほどの問答の中で思った次第でございます。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに、現状のイオン九州上峰店の立体駐車場の1階が今、調整池という形になってございまして、実際あそこである程度の調整を図っているというような状況かというふうに思っております。

御指摘の案件につきましては、ちょっと設計担当とかいろいろな私たちも話をする中で、いろいろ調整池とか排水に関しては議題に上がっているところでございますので、そこに関しては十分注意をしたところで、私どものほうでも取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

ぜひとも実施の方向でお願いしたいと思います。

今回、用地買収を補正予算で上げておられましたので、聞こうかなと思ったんですけど、これについてはまた議案審議の中でしていきたいと思っておりますので、次の案件に進んでいただいてよろしいですか。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、通学路の安全対策について、質問要旨の1番、上峰町通学路安全推進会議及び合同点検の実施状況について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員の質問事項4、通学路の安全対策について、要旨1、上峰町通学路安全推進会議及び合同点検の実施状況についてという御質問についてお答えをいたします

上峰町通学路安全推進会議は平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に本町立小、中学校の通学路において緊急合同点検を実施するとともに、引き続き関係機関合同で点検を実施し、通学路の安全確保を図るべく対策しております。

関係機関は、上峰町教育委員会事務局……（「済みません、端的に実施状況をお願いします」と呼ぶ者あり）はい。

本年度も通学路の点検箇所について情報収集し、上峰町通学路安全推進会議を令和元年8月20日に開催いたしました。通学路の安全確保に向け、関係機関による合同点検を実施いたしました。

社会資本整備交付金を活用すべく、次のとおり現地を見回りました。1つ、町道学校前住宅線、ひかりこども園周辺です。1つ、町道下津毛三田川線、変則五差路周辺です。1つ、町道米多坊所線、下坊所及び三上南地区周辺でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

1つ、6月議会において、今回、合同点検をなさったということで、公表についても従来どおりのホームページを通じてされることと思いますが、あわせて紙ベースでの発信もお願いしてたわけなんですけど、今回はどういうふうな形で発信されるのかどうか、お伺いいたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

通学路合同点検箇所の報告についてはホームページで対応策について公表しております。今回、議員より御要望いただいております案件につきましては、その対応策が決まりましたときに、随時ペーパー等お知らせできるかは、関係部署、関係機関と協議を進めながら、公表について協議をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○3番（原 直弘君）

なぜ紙ベースの発信をお願いしたかというのと、実は教育委員会の管轄内のポータルサイト上において、今ちょっと確認した分だけで、平成28年度から29年度以降に更新されていないサイトが9サイト、情報的にあるんですよね。だから、私が言いたいのは、見られていない方が多々あると思うんで、紙ベースの発信で住民の方に周知していただきたいということが

あったんですね。

そいけん、この間の6月議会は推進会議、小、中学校で協議するという回答をいただいたもんで、今回、協議結果はどうなったんだろうかというのをお聞きしたかったんですけど、今の回答はまた協議するということで回答がありましたので、やっぱりこういうことのお知らせは、とにかくポータルサイト上、プラス紙ベースの発信で回覧とか、小学校の父兄さんに絶対伝わるような形で情報を届けていただきたいというのが一番ありましたので、この質問を以前からさせていただいたわけでございます。よろしくお願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、ホームページ公表している様式、社会資本整備の交付金に係る様式でございますので、議員御指摘のとおり、一部見にくい状況、表現等もございます。（「手短に」と呼ぶ者あり）はい。

今後、推進会議で協議した内容の対応が決まりますれば、その後、ペーパーで御案内をできるように調整をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

そしたら、紙ベースで発信していただくということで理解いたしました。

先ほど申した教育サイドのポータルサイトの更新はいち早くしていただいて、ほかにもあるかと思うんですけど、それは行政全般だと思いますので、逐一更新をお願い——を要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時52分 散会